

**天栄村**

**第二期子ども・子育て支援事業計画**

**2020（令和2）年3月**

**福島県 天栄村**



## はじめに

近年、急速に進行している少子高齢化は、社会経済全体をはじめ、子どもたちを取り巻く環境にも多くの影響を与えています。少子化を食い止め、心豊かな社会を取り戻すためには、今まさにすべての人が子育ての重要性を再認識する時が来ているのではないかと考えます。

本村においても、子育てを取り巻く課題は多岐にわたっており、2009（平成21）年度に「天栄村次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」を策定し、子どもたちが心身ともに健やかに育ち、また、子どもを安心して産み育てることができる村づくりに取り組んで参りました。

2015（平成27）年4月から「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する、新たな子ども・子育て支援制度が開始されることとなり、2015（平成27）年3月に「天栄村子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第一期計画」という）を策定し、「あったか子育て親育ち 未来へはばたけ 天栄っ子」を基本理念に子ども・子育て関連施策の一層の充実・強化を図って参りました。今年度で計画期間の5年が終了するため、新計画「天栄村第二期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定いたしました。

今後は、第一期計画から継承した基本理念の実現に向け、本計画に基づき、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して参りたいと考えておりますので、計画の実現に向け、ご支援とご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査をとおり、貴重なご意見、ご提言をいただきました村民の皆さまを始め、熱心にご審議いただきました子ども・子育て会議委員の皆さま方に、心から深く感謝申し上げます。

2020（令和2）年3月



天栄村長 添田勝幸

# 目 次

\*\*\*\*\*

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 計画期間.....	5
5 制度改正等のポイント.....	5
(1) 子ども・子育て支援法の改正.....	5
(2) 基本指針の改正に係る留意事項.....	6
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正.....	6
6 計画の策定体制と住民意見の反映.....	7
7 県や近隣市町村との連携.....	7
<b>第2章 子ども・子育て支援の現状と課題</b> .....	<b>11</b>
1 本村における人口と子ども人口の状況.....	11
(1) 人口と子ども人口の推移.....	11
2 子育て世帯の状況.....	13
(1) 子育て世帯の推移.....	13
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況.....	14
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	16
(1) 就業率の推移.....	16
(2) 母親の就労状況.....	17
(3) 育児休業制度利用の状況.....	20
4 子育て支援事業の利用状況.....	22
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況.....	22
(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由.....	23
5 施策の進捗評価.....	25
6 本村における子育て支援に関わる課題.....	27
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>31</b>
1 計画の基本理念.....	31
2 計画の基本目標.....	31
3 施策の体系図.....	34

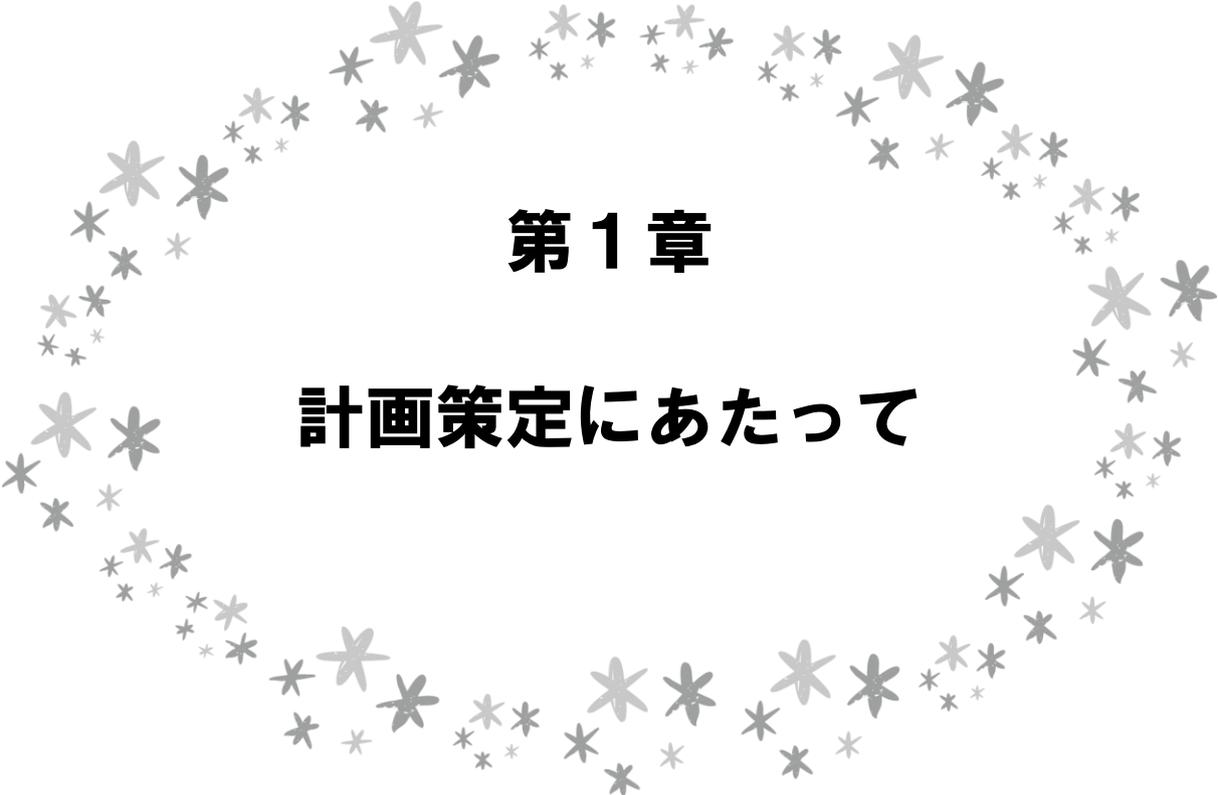
<b>第4章 子育てに関する施策の展開</b> .....	<b>39</b>
基本目標 1 地域における子育ての支援.....	40
基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実 .....	40
基本施策 2 保育サービスの充実 .....	41
基本施策 3 児童の健全育成事業 .....	43
基本目標 2 母性並びに乳幼児の健康の確保・増進 .....	44
基本施策 1 子どもや母親の健康の確保.....	44
基本施策 2 「食育」の推進 .....	47
基本施策 3 小児医療の充実 .....	48
基本目標 3 子どもの心身の豊かな成長に資する教育環境の整備 .....	49
基本施策 1 家庭や地域力の向上 .....	49
基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備.....	53
基本施策 1 快適な生活空間の整備.....	53
基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の支援 .....	54
基本施策 1 仕事と子育ての両立支援の推進.....	54
基本目標 6 子ども等の安全の確保 .....	55
基本施策 1 子どもを見守る地域の連携.....	55
基本施策 2 子どもの安心・安全の確保.....	56
基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進 .....	57
基本施策 1 児童虐待防止の充実 .....	57
基本施策 2 母子家庭等の自立支援の推進.....	57
基本施策 3 障がい児施策の充実 .....	58
<b>第5章 子ども・子育て支援事業の展開</b> .....	<b>63</b>
1 教育・保育事業等の提供区域.....	63
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計 .....	64
(1) 推計の手順.....	64
(2) 子ども人口の推計 .....	65
(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計 .....	66
(4) 教育・保育事業の利用実績と今後のニーズ量見込み.....	67
(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み.....	69
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	71
(1) 施設型事業.....	71
(2) 地域型保育事業.....	73
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保目標量 .....	75
(1) 相談支援事業.....	75

(2) 訪問系事業.....	77
(3) 通所系事業.....	79
(4) その他事業.....	80
5 総合的な子どもの放課後対策の推進.....	82
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	82
<b>第6章 計画の推進・評価体制.....</b>	<b>87</b>
1 計画の推進体制.....	87
2 計画の公表及び周知.....	87
3 計画の評価と進行管理.....	87
<b>資 料 編.....</b>	<b>91</b>
1 幼児教育・保育の無償化について.....	91
(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯.....	91
(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨.....	91
(3) 無償化の対象者・対象範囲等.....	92
2 天栄村 子ども・子育て会議条例.....	94
(1) 天栄村 子ども・子育て会議条例.....	94
(2) 天栄村 子ども・子育て会議委員.....	96
(3) 会議の開催日と審議内容.....	96

**◆年号記載方法について**

2019年5月の改元に伴い、本文中の年号は2020（令和2）年のように、西暦と和暦を併記しております。

なお、グラフ及び表における記載は西暦表記としております。



## 第1章

# 計画策定にあたって



## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

天栄村（以降「本村」という。）では、2009（平成21）年度に次世代育成支援対策推進法に基づく「天栄村次世代育成支援地域行動計画（前期計画）」を改訂・策定した「後期計画」により、子どもたちが心身ともに健やかに育ち、また、子どもを安心して産み育てることができる村づくりを目指して様々な関連施策を推進してきました。なかでも、2008（平成20）年度より、村幼稚園等の入園料や授業料の無料化に取り組むなど、従来より子育て支援や保育・教育の充実推進を重点化しておりました。

さらに、2012（平成24）年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、2015（平成27）年4月からの新制度への移行に伴い、村内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「天栄村子ども・子育て支援事業計画」（以降「第一期計画」という。）を策定しました。2015（平成27）年度より5か年計画で、「あったか子育て親育ち 未来へはばたけ 天栄っ子」を基本理念として、村民の実態と意向を捉えながら、地域の子ども・子育て関連施策の一層の充実・強化を図り、行政、地域、企業が協働し、子育てを社会全体で支え、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障し、安心して子どもを産み育てることができる地域・社会づくりを目的として計画的に取り組んでまいりました。

なかでも特に、未就園児をもつ家庭への支援として、屋内遊び場（わんぱく広場）の常設や保育士の配置、健康福祉まつりや「なかよしくらぶ」等に代表する各種イベントの計画・運営には保健師等関係者と連携し積極的に取り組み、多くの子育て家庭より、好評を得ているところです。しかし、こうした施策を推進しながらも、少子化の流れは留まることなく進行し、子どもの貧困問題も表面化したことから、さらなる対策が求められ、国は、2017（平成29）年6月に「子育て安心プラン」を公表するとともに、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設し、子育て家庭の経済的負担の軽減を始めとする総合的な少子化対策を推進していくことになりました。

これを受け本村では、第一期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、子ども・子育て支援の事業量を見直し、2019（平成31）年2月に実施した利用者のアンケート結果を踏まえながら、本村の子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。その上で、村内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等を勘案した結果、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「第二期天栄村子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、「幼児教育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、村の実情や子育て家庭のニーズを的確に把握し、次世代育成支援推進法による関連する諸制度の

施策を継承しながら、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、「子どもの最善の利益」が実現できる事業展開を図り、身近な地域においてより一層の質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進し実施することとします。

## 2 計画の位置づけ

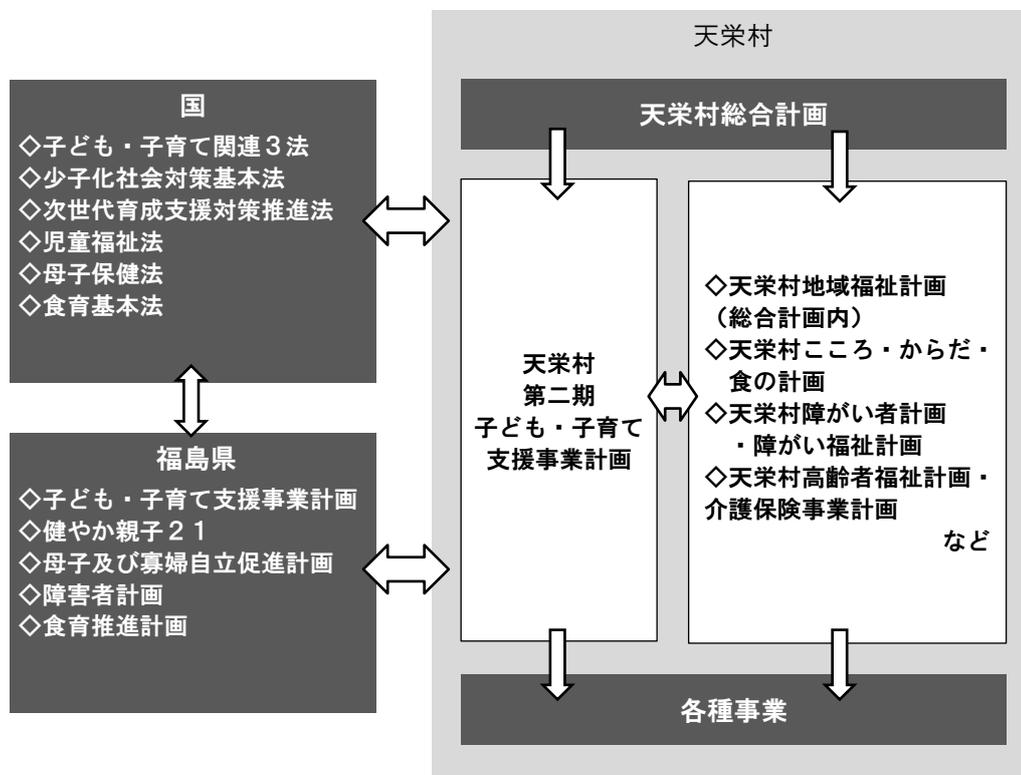
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、2014（平成26）年4月に「改正次世代育成支援対策推進法」が成立し、法の有効期限が10年間延長されたため、これまで本村が取り組んできた「次世代育成支援行動計画」の施策を継承しながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を重点施策とし、関連する個別計画と調和を図りながら、本村の地域の実情に即した子育て支援を総合的かつ具体的に推進するための指針として位置づけるものです。

## 3 他計画との関係

本村の他の計画との関係については、下図のとおりです。

### ■ 他計画との連携



\*\*\*\*\*

## 4 計画期間

この計画の期間は、法に基づき2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

### ■ 計画期間

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
天栄村第一期子ども・子育て支援事業計画									
					天栄村第二期子ども・子育て支援事業計画				

## 5 制度改正等のポイント

### (1) 子ども・子育て支援法の改正

2018（平成30）年4月1日施行の子ども・子育て支援法一部改正により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019（令和元）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

#### ① 幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

#### ② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

#### ③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら

広域での待機児童解消を目指すこと。

## (2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

### ① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

### ② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

### ③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

### ④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

## (3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

2016（平成28）年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、2018（平成30）年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。

## 6 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定体制としては、第一期計画と同じく、子育てに関する関係団体をはじめ保護者・保育施設及び教育関係者などの委員で構成する「天栄村次世代育成支援地域協議会」を「地方版子ども・子育て会議」として開催しました。委員からは計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

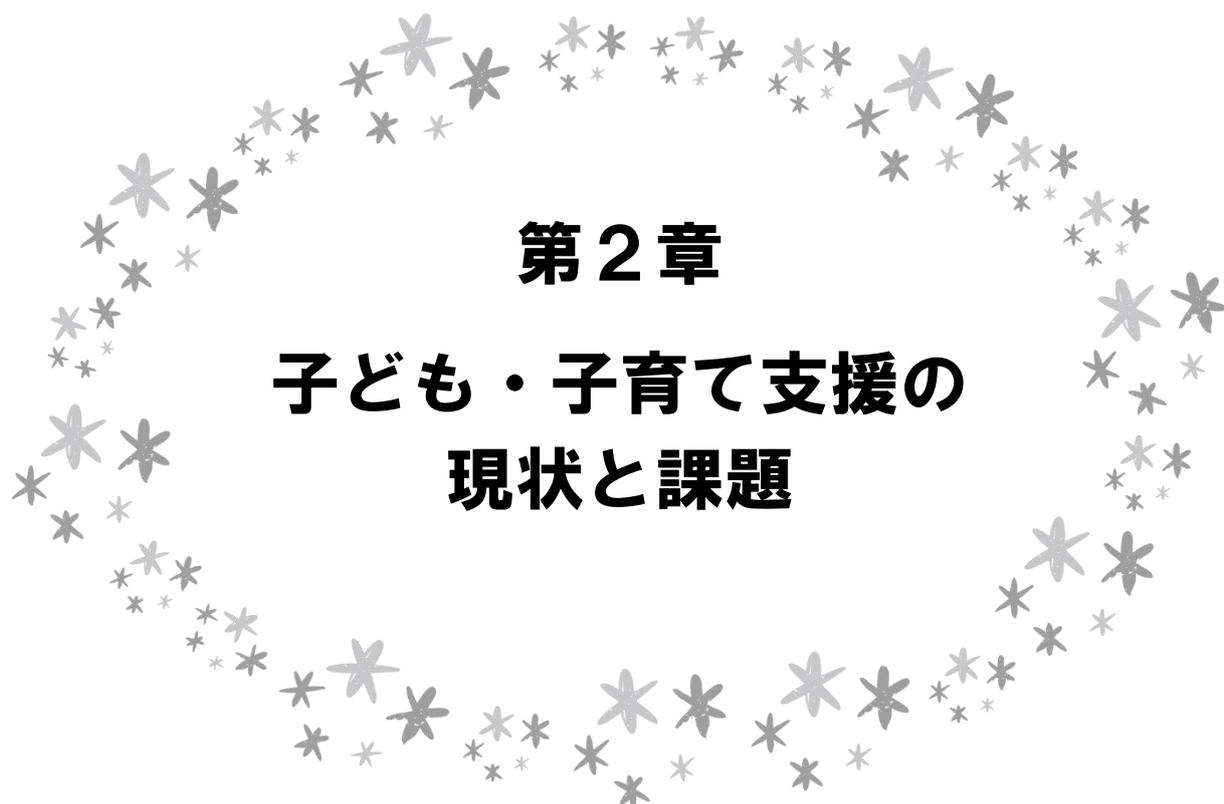
また、本村の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2019（平成31）年2月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた子育ての現状や今後子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。

## 7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策については、村民が必要とするニーズ量が確保できるよう、庁内の関係部署が近隣市町村間と協議・調整を進めていく上で、必要に応じて、県が広域調整を行うこととなっていることから、県と恒常的な情報交換や必要な支援を受けるなどの連携を図りました。これにより、近隣市町村と協議・調整を図り、子ども・子育て支援事業の提供量の確保策について相互に連携し、環境の整備を行いました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、村民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。





**第2章**  
**子ども・子育て支援の**  
**現状と課題**



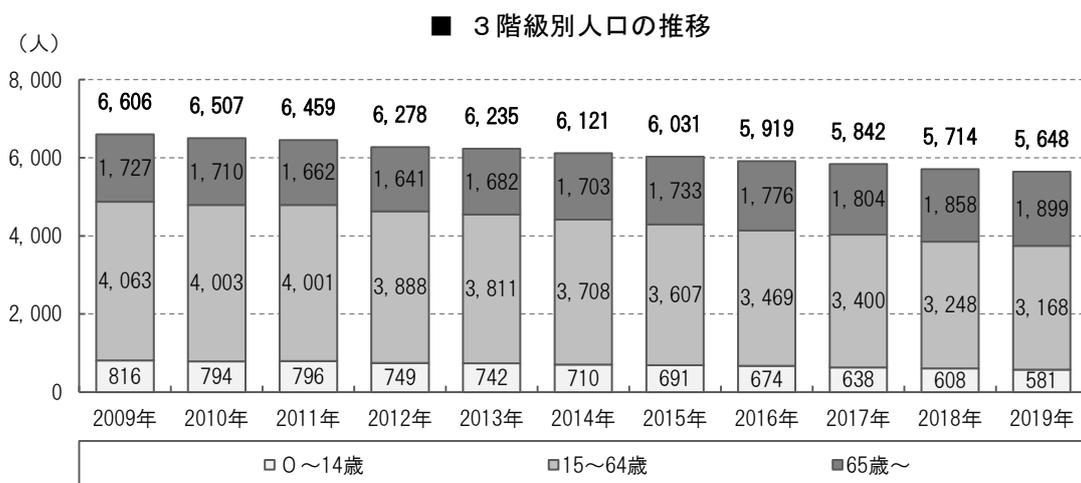


## 第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

### 1 本村における人口と子ども人口の状況

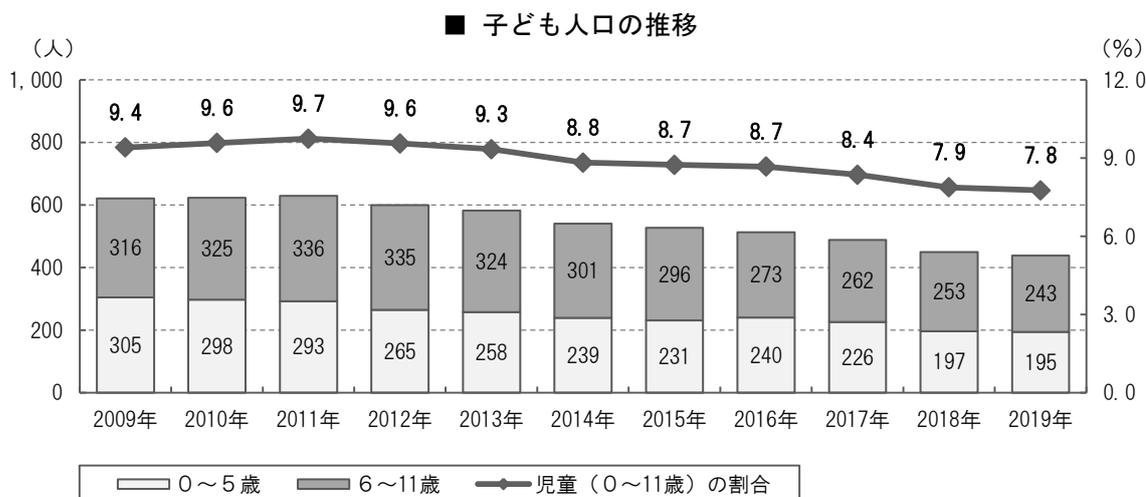
#### (1) 人口と子ども人口の推移

本村の人口は2009（平成21）年以降、減少し続けています。3階級別人口をみると、2013（平成25）年以降老年人口（65歳以上）は増加していますが、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少傾向が続いています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

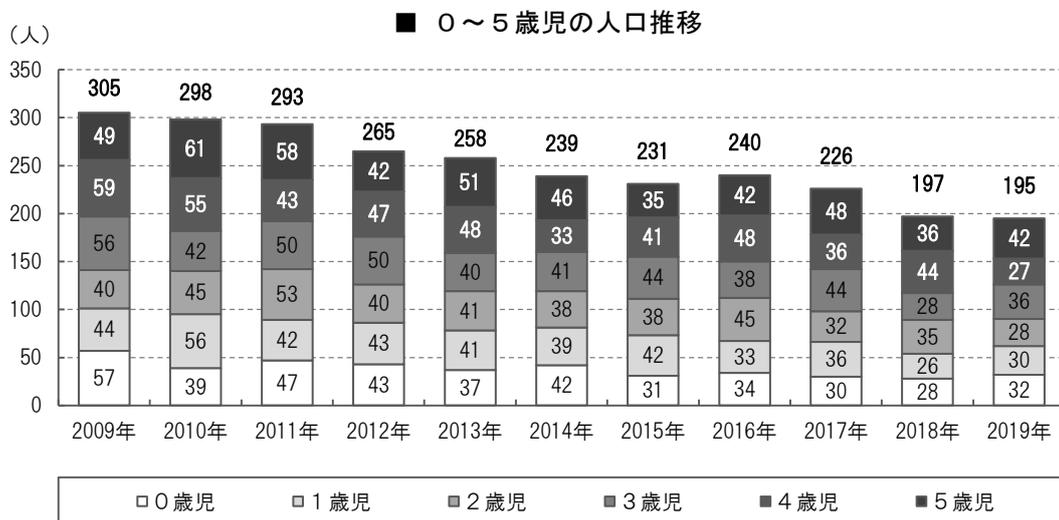
総人口に占める子ども人口（就学前児童及び小学生）の割合は、2009（平成21）年から2013（平成25）年までは9%台で推移していましたが、2014（平成26）年以降低下が続き、2019（平成31）年3月末には7.8%となっています。



※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

さらに就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、2009（平成21）年から2019（平成31）年3月末にかけて全体で110人（36.1%）減少しています。0～5歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから、今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

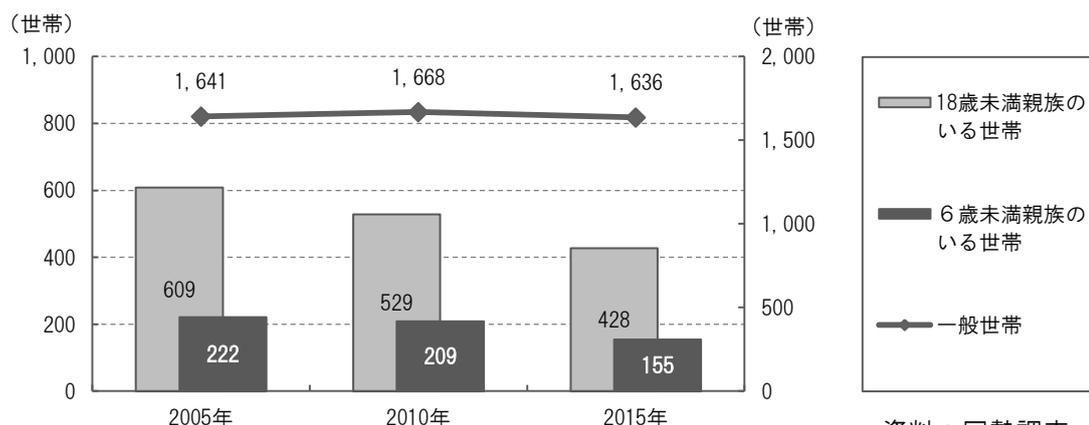


## 2 子育て世帯の状況

### (1) 子育て世帯の推移

2005（平成17）年から2015（平成27）年までの子育て世帯の推移をみると、一般世帯には大きな差はないものの、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。

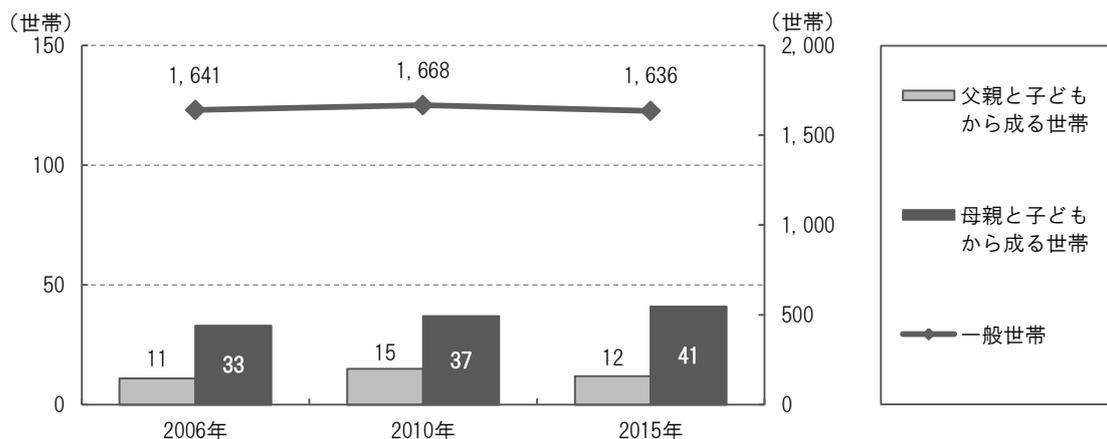
■ 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査

また、ひとり親家庭医療費助成事業対象世帯の推移では、母親と子どもから成る世帯は2006（平成18）年の33世帯から2015年（平成27年）には41世帯へ増加しています。一方、父親と子どもから成る世帯には大きな変動はありません。

■ ひとり親家庭医療費助成事業対象世帯の推移

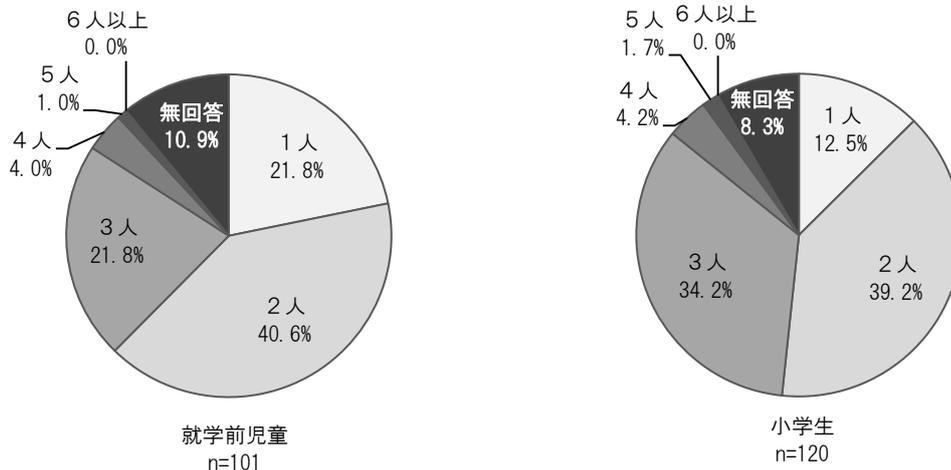


資料：住民福祉課

## (2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況

調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童・小学生の世帯ともに「2人」(40.6%・39.2%)が最も高く、次いで就学前児童では「1人」「3人」(各21.8%)、小学生では「3人」(34.2%)の順となっています。

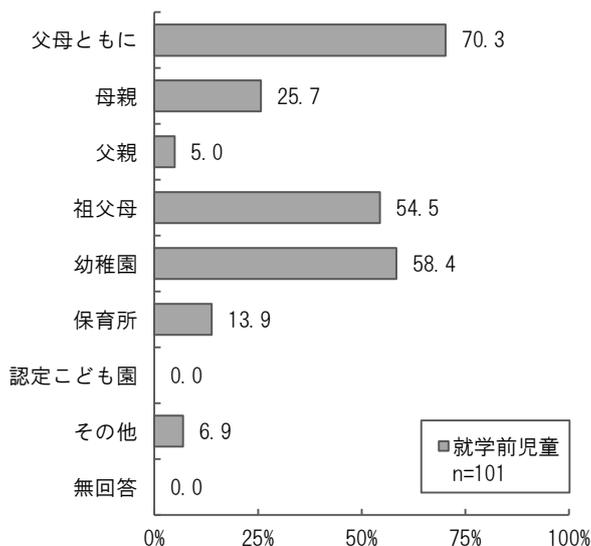
■ 子育て世帯の子どもの人数



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方(施設含む)をみると、「父母ともに」(70.3%)の割合が最も高く、次いで「幼稚園」(58.4%)、「祖父母」(54.5%)となっています。

■ 日常的に子育てに関わっている方(施設含む)



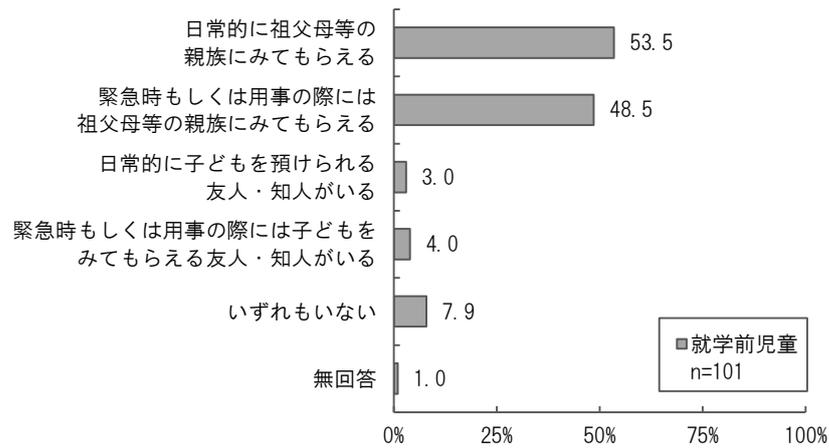
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

\*\*\*\*\*

就学前児童の子育てに関する親族・知人等協力者の状況をみると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が53.5%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が48.5%で、親族の協力者は多い状況です。一方、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」は4.0%であることから、緊急時であっても友人・知人には預けにくい状況がうかがえます。

また、主な親族等協力者が「いずれもない」と回答した割合は7.9%となっています。

■ 主な親族等協力者の状況



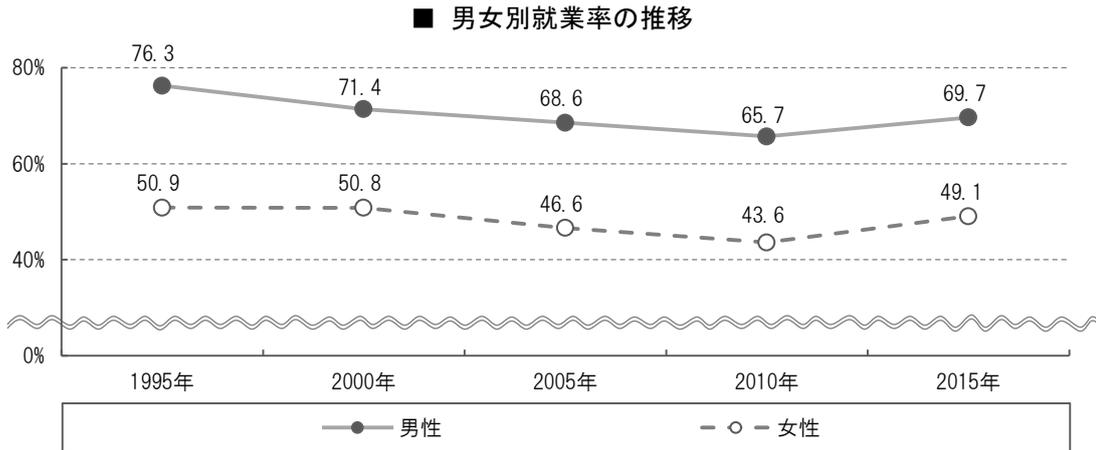
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



### 3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

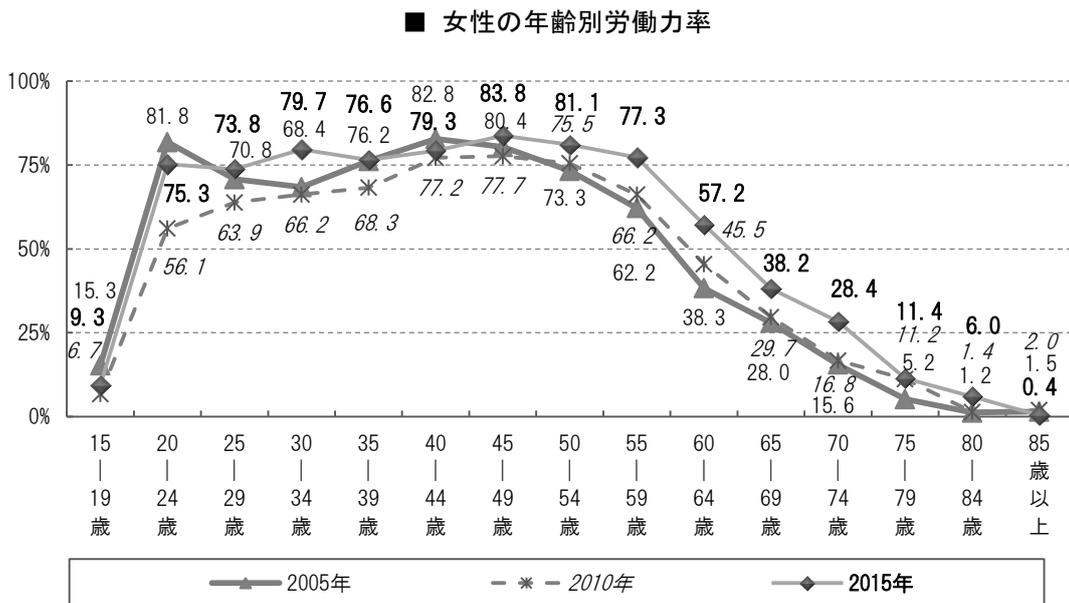
#### (1) 就業率の推移

本村の15歳以上の就業率をみると、2010（平成22）年までは男女ともに就業率が低下していましたが、その後、2015（平成27）年から男女ともに上昇に転じています。就業率が上がっている要因として、65歳以上の就業者が男女ともに増加していること、75歳未満の女性の就業率が上昇していることが考えられます。



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、2005（平成17）年は20～24歳と40～44歳のダブルピークがあり、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブを形成していましたが、2015（平成27）年では25～29歳を除き、20～24歳から55～59歳まで75%を超えており、女性の就業状況が変化していることがうかがえます。



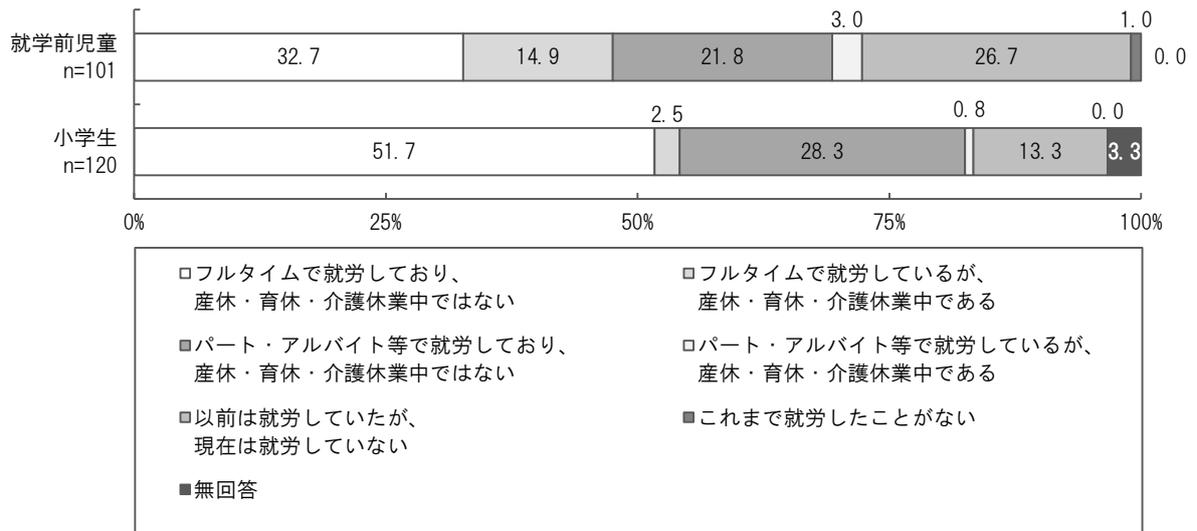
資料：国勢調査

\*\*\*\*\*

## (2) 母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している方は、就学前児童で72.4%、小学生で83.3%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童で17.9%、小学生では3.3%となっています。

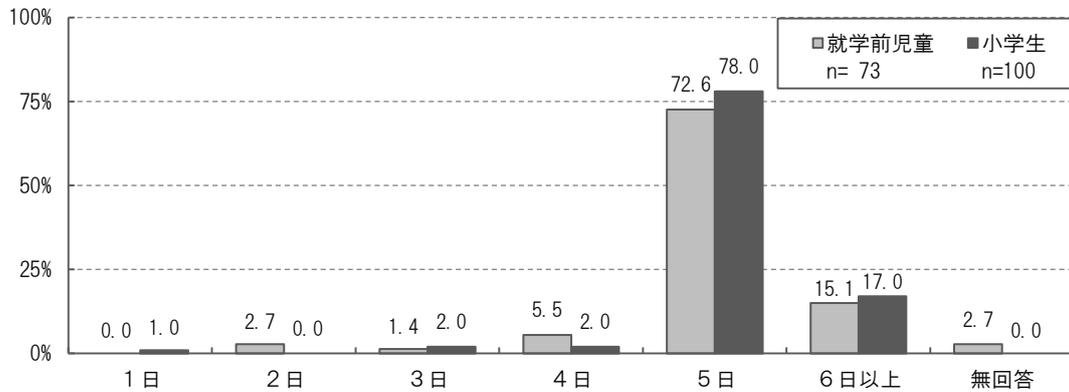
■ 母親の就労状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」(72.6%・78.0%)の割合が最も高くなっています。

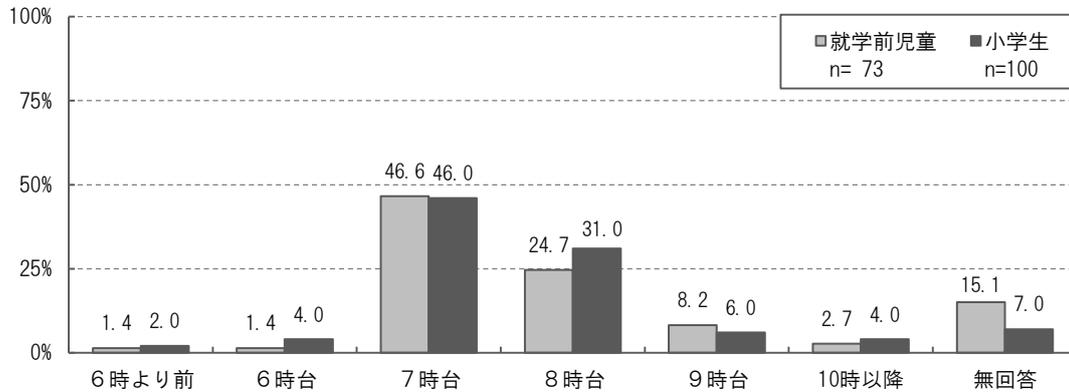
■ 母親の就労日数 (1週当たり)



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の出勤時間は、就学前児童・小学生ともに「7時台」(46.6%・46.0%)の割合が最も高く、次いで「8時台」(24.7%・31.0%)となっています。

■ 母親の出勤時間

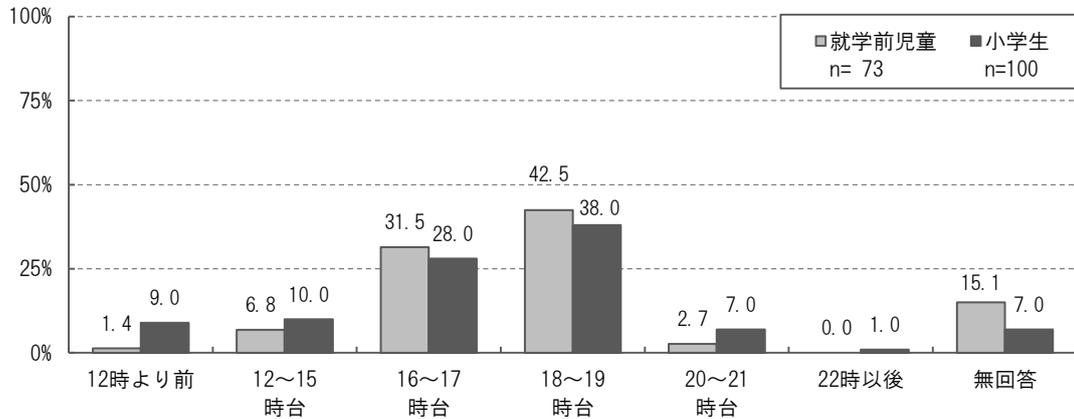


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

\*\*\*\*\*

母親の帰宅時間は、就学前児童・小学生ともに「18～19時台」（42.5%・38.0%）の割合が最も高く、次いで「16～17時台」（31.5%・28.0%）となっています。

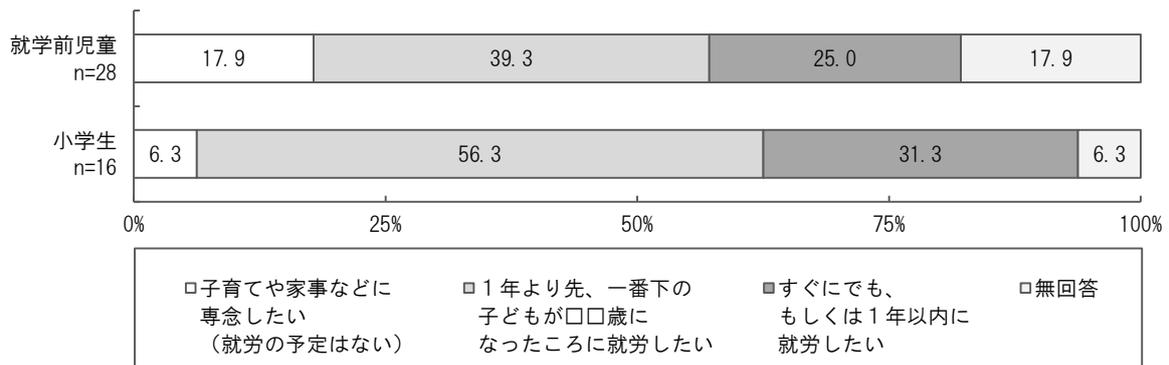
■ 母親の帰宅時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童・小学生ともに「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」（39.3%・56.3%）の割合が最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（25.0%・31.3%）となっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向

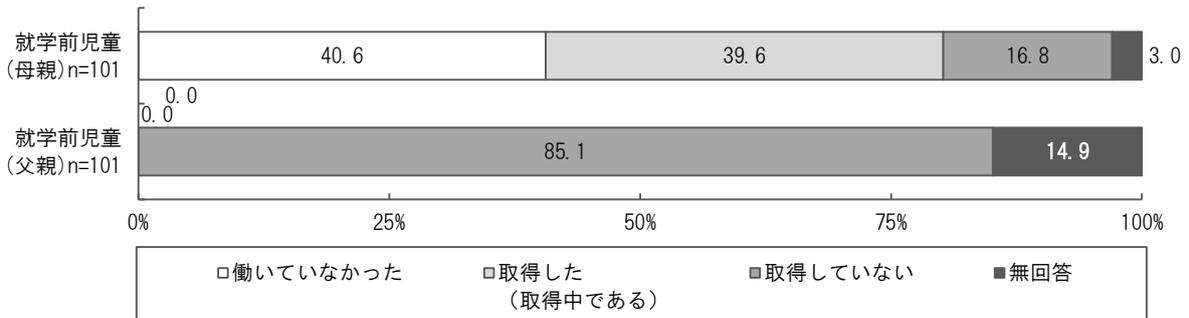


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

### (3) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は39.6%、一方、父親は一人も取得していません。また、「働いていなかった」と回答した方を除いた就労者における育児休業の取得割合をみると、母親は66.7%となっています。

■ 育児休業制度の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

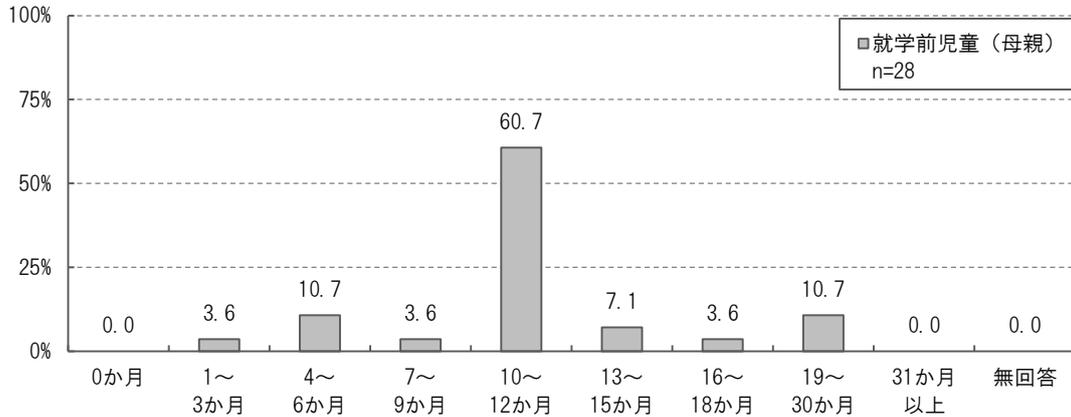
【資料】

	母親	父親
取得した(取得中である)と回答した人数	40人	0人
就労者(「働いていなかった」の回答者を除く)における 育児休業取得割合	66.7%	0.0%

\*\*\*\*\*

母親が育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢をみると、「10～12か月」（60.7％）の割合が最も高く、次いで「4～6か月」「19～30か月」（各10.7％）となっています。

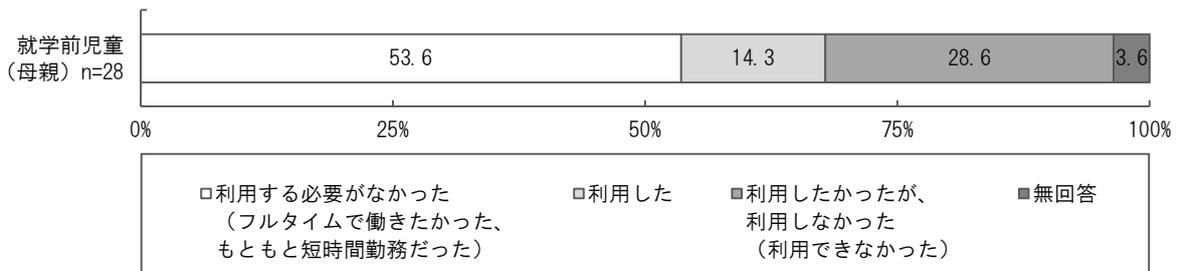
■ 育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「利用した」母親は14.3%、「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」は28.6%となっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況

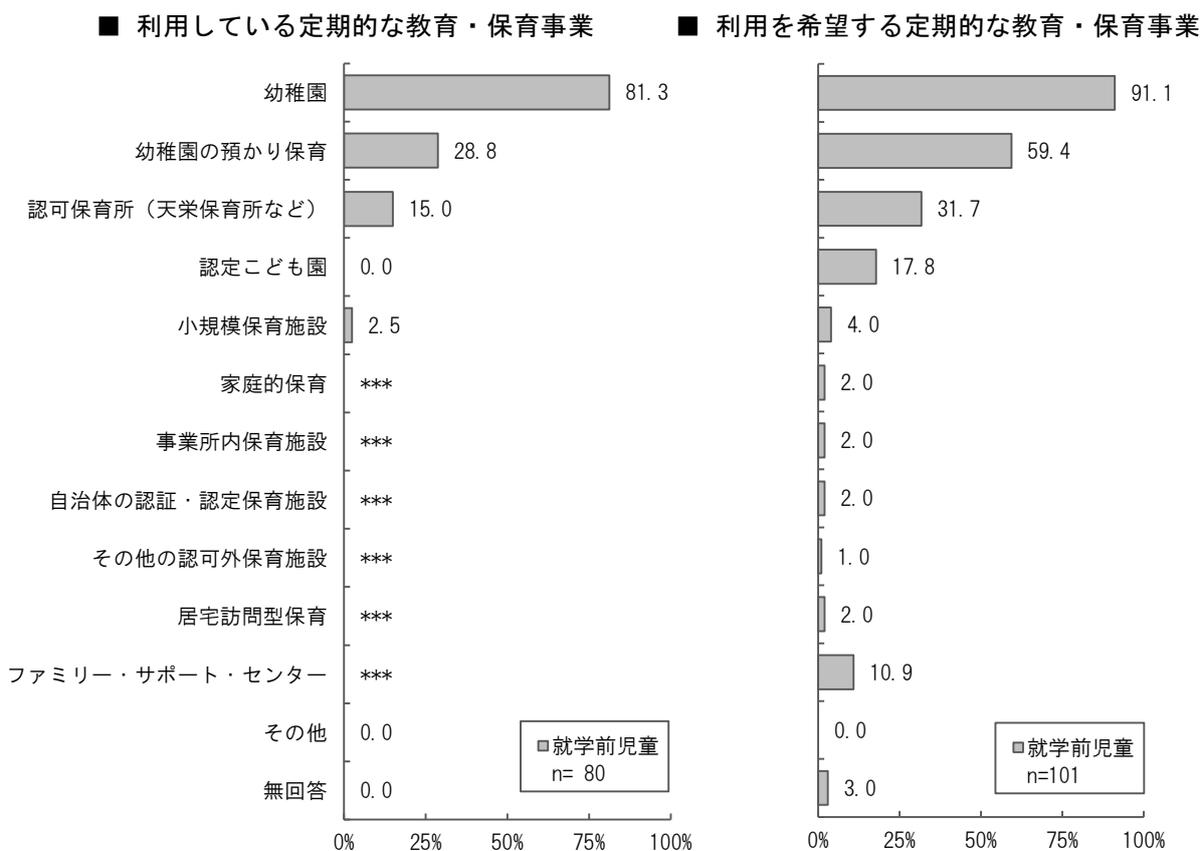
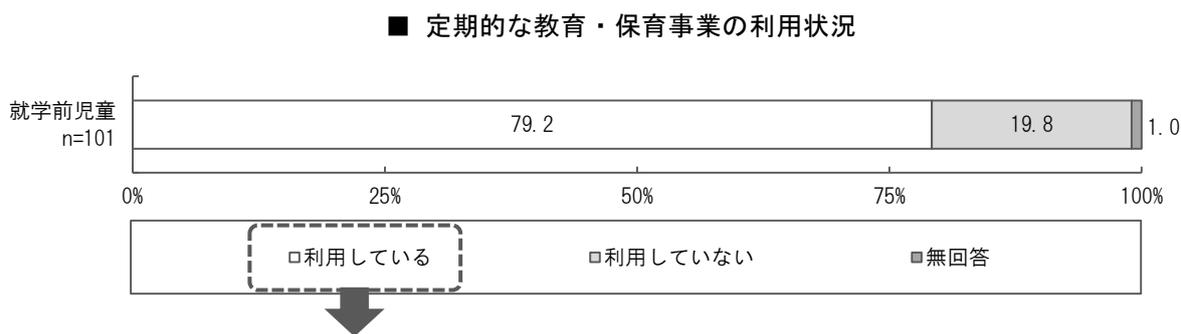


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

## 4 子育て支援事業の利用状況

### (1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は79.2%となっています。利用している教育・保育事業は、「幼稚園」が81.3%、「幼稚園の預かり保育」が28.8%となっています。また、利用を希望する定期的な教育・保育事業は、「幼稚園」が91.1%、「幼稚園の預かり保育」が59.4%、「認可保育所（天栄保育所など）」が31.7%となり、いずれも実際の利用状況を利用希望が上回っています。



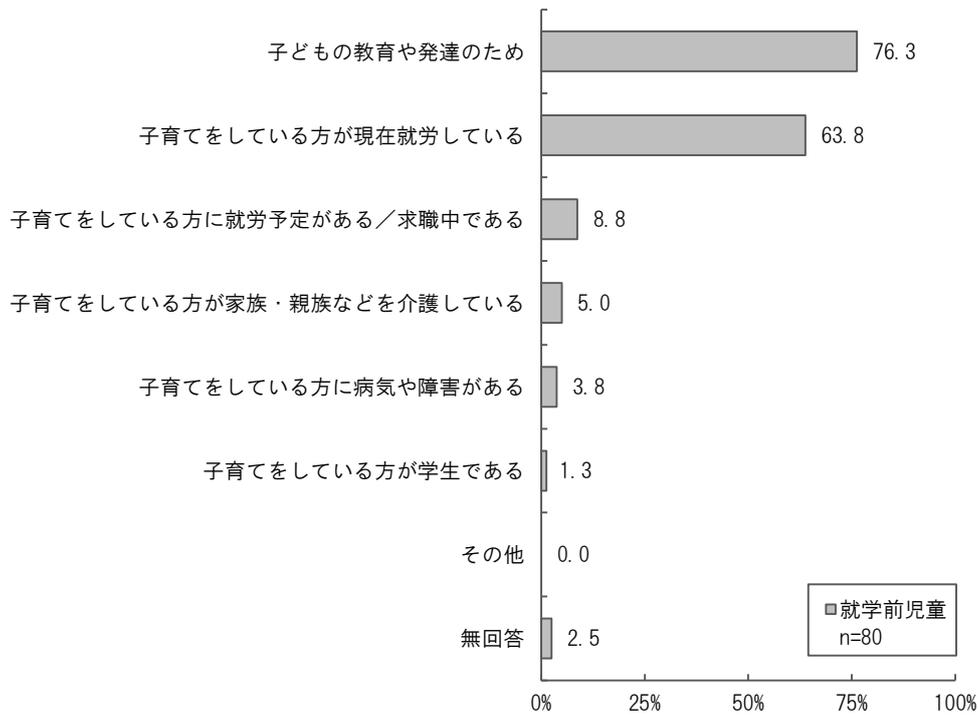
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

\*\*\*\*\*

## (2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に教育・保育事業を利用している理由は、「子どもの教育や発達のため」(76.3%)の割合が最も高く、次いで「子育てをしている方が現在就労している」(63.8%)となっています。

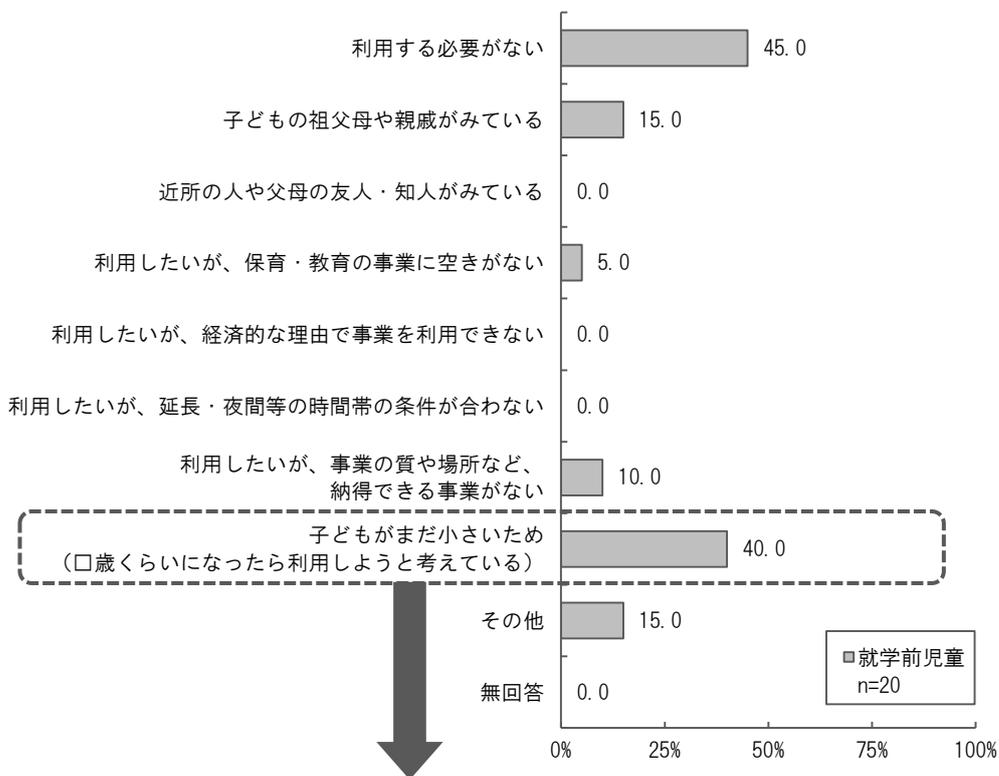
■ 平日に教育・保育事業を利用している理由



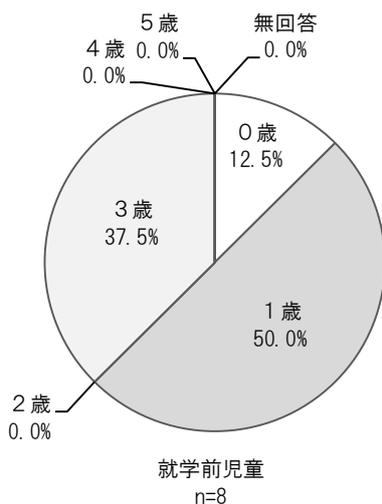
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

利用していない理由は、「利用する必要がない」（45.0％）の割合が最も高く、次いで「子どもがまだ小さいため」（40.0％）となっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方のうち50.0％は「1歳」での利用を希望しています。

■ 教育・保育事業を利用していない理由



■ 利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

\*\*\*\*\*

## 5 施策の進捗評価

天栄村子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画）は、7つの基本目標と14施策64事業により構成され、その結果として「目標が達成できた」45事業（70.3%）、「推進できた」10事業（15.6%）、「推進中である」5事業（7.8%）、「実施したが見直しが必要」3事業（4.7%）、「未実施」1事業（1.6%）という進捗評価となりました。

### ■ 第一期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進できた	推進中である	見直しが必要	未実施
計画全体	64	45	10	5	3	1
基本目標1 地域における子育ての支援	15	9	1	2	3	0
(1)地域における子育て支援サービスの充実	7	6	1	0	0	0
①地域社会全体で子育て家庭を支援	2	1	1	0	0	0
②経済的な支援の取組	5	5	0	0	0	0
(2)保育サービスの充実	5	2	0	0	3	0
①多様な保育サービスへの対応	4	2	0	0	2	0
②保育サービスの質の向上	1	0	0	0	1	0
(3)児童の健全育成事業	3	1	0	2	0	0
基本目標2 母性並びに乳幼児の健康の確保・増進	21	21	0	0	0	0
(1)子どもや母親の健康の確保	16	16	0	0	0	0
①安全な妊娠・出産への支援	6	6	0	0	0	0
②育児不安の軽減と虐待発生予防への支援	4	4	0	0	0	0
③子どもと母親への健康支援	6	6	0	0	0	0
(2)「食育」の推進	3	3	0	0	0	0
(3)小児医療の充実	2	2	0	0	0	0
基本目標3 子どもの心身の豊かな成長に資する教育環境の整備	11	7	4	0	0	0
(1)家庭や地域力の向上	11	7	4	0	0	0
①多様な体験機会の拡大（体験を広げる）	3	2	1	0	0	0
②自立を促す企画・参画型事業の充実（挑戦する）	3	2	1	0	0	0
③思春期の心と身体の健康づくり	4	2	2	0	0	0
④魅力ある学校教育の推進	1	1	0	0	0	0
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	1	1	0	0	0	0
(1)快適な生活空間の整備	1	1	0	0	0	0

\*\*\*\*\*

施策名	事業数	目標達成	推進できた	推進中である	見直しが必要	未実施
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の支援	1	1	0	0	0	0
(1)仕事と子育ての両立支援の推進	1	1	0	0	0	0
基本目標6 子ども等の安全の確保	7	1	5	1	0	0
(1)子どもを見守る地域の連携	1	1	0	0	0	0
①子どもを見守る地域の連携	1	1	0	0	0	0
②子どもの権利を尊重する社会風土の醸成	0	0	0	0	0	0
(2)子どもの安心・安全の確保	6	0	5	1	0	0
基本目標7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	8	5	0	2	0	1
(1)児童虐待防止の充実	1	1	0	0	0	0
(2)母子家庭等の自立支援の推進	3	2	0	1	0	0
(3)障がい児施策の充実	4	2	0	1	0	1

## 6 本村における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「天栄村第一期子ども・子育て支援事業計画」の施策進捗評価に基づき4つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

### 課題1 孤立した子育て環境にいる保護者への支援

子育て中の保護者の大半は、祖父母等の親族や友人・知人に相談し、協力も得られていますが、ニーズ調査において「日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力が得られない」と回答した保護者が7.9%、「気軽に相談できる相手がない」と回答した保護者が5.9%いました。

孤立した子育て環境にいる保護者に対して、個々のニーズに対応した子育て支援の手を差し伸べる必要があります。

### 課題2 公的な相談機関の周知と相談しやすい環境づくり

ニーズ調査では、気軽に相談できる相手先に「子育て支援施設（わんぱく広場）」や「保健所・保健センター（へるぴあ等）」、「村の子育て関連担当窓口（住民福祉課）」、「天栄村子育て世代包括支援センター」等の公的な相談機関と回答した割合は低い状況でした。

公的な相談機関の周知を図るとともに、相談しやすい環境づくりが求められます。

### 課題3 母親の就労状況の変化

ニーズ調査において、母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童保護者が72.4%、小学生保護者が83.3%でした。また、2015（平成27）年の女性の年齢別労働力率は、20～24歳から55～59歳まで70%を超えており、女性の就業状況が変化していることがうかがえます。

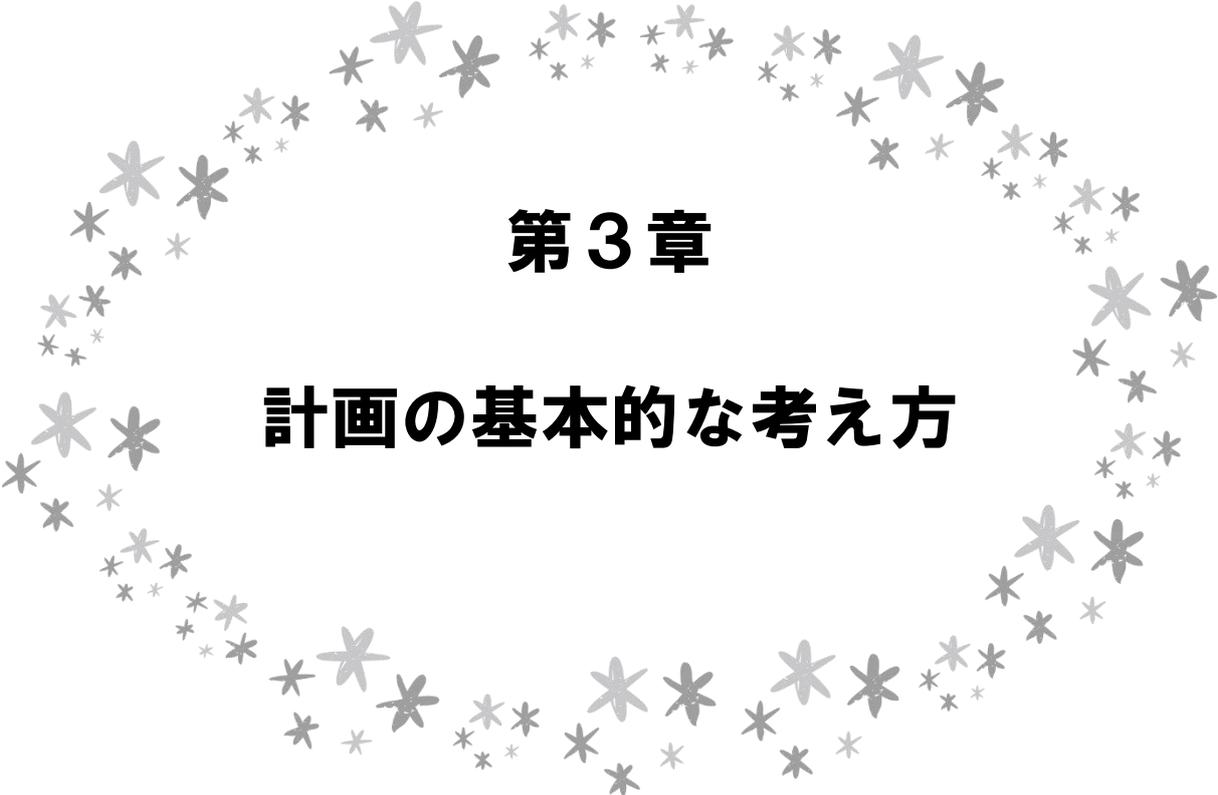
本村の就学前児童の保護者が利用している平日の定期的な教育・保育事業は、幼稚園が最も多く、子ども人口は減少傾向にありますが、就労状況の変化により幼稚園の預かり保育や保育所、放課後児童クラブのニーズが高まる可能性があります。

### 課題4 育児休業を取得または取得中の母親は66.7%、父親は取得者なし

ニーズ調査では、お子さんが生まれた時に「働いていなかった」と回答した方を除いた就労者のうち、育児休業を取得または取得中の母親は66.7%でしたが、父親は取得者がいませんでした。育児休業を取得していない主な理由として、「子育てや家事に専念するために退職した」方もいますが、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」という方も一定数あります。

母親が安心して出産・育児が出来るよう、職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及に加え、父親の育児参加促進、育児休業取得支援も求められます。





## 第3章

# 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野において、全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力し、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要が高い子どもやその家族を含め、出生時から18歳までのすべての子どもに、より充実した良質かつ適切な子ども・子育て支援を提供し、母子家庭及び父子家庭を含むすべての子育て家庭を対象とした経済的負担の軽減に配慮した施策を推進し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

《基本理念》

あったか子育て親育ち

未来へはばたけ 天栄っ子

### 2 計画の基本目標

#### 基本目標1 地域における子育ての支援

村の主役となる村民とともに作る村づくりを推進し、民公協働による自治体経営と個性豊かな地域社会をつくるという理念のもとに、子育て支援においても「協働」の視点から事業を推進する必要があります。

基本的には、自助努力が重要と思われませんが、共助・公助による協働のもとに子育て環境の向上を図ることが重要です。

現在、放課後児童クラブでは地域の方々が放課後児童支援員・補助員となっており、子どもたちと地域の方々との絆も深まっています。また、青少年育成村民会議では「愛のひと声運動」で声掛け等の見守りを行い、地域全体で子育て支援に取り組んでいます。今後とも、地域の皆さんの力や年長者の知識・知恵を十分に発揮できる環境の整備に取り組んでいくことが必要です。

また、各種のボランティア活動をしている方々や自主的活動を行っている皆さまへの積極的支援や、それらの輪を広げる方策も重要と思われれます。

## **基本目標2 母性並びに乳幼児の健康の確保・増進**

---

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、疾病予防などを目的とした健康相談や家庭訪問の充実を図ります。また、妊娠期から子育て期にかけての不安の解消や軽減へ向けて、子育て世代包括支援センターが中心となり相談・支援を推進していきます。

また、父親、母親が共に子育てを担うことへの意識の啓発や、親と子が健やかに暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

## **基本目標3 子どもの心身の豊かな成長に資する教育環境の整備**

---

子どもの自己を確立し、調和のとれた人間として総合的に成長するためには、幼児教育が重要となります。また、ニーズ調査結果にもみられるように、一方では保護者教育という視点も欠かせません。家庭、学校、地域が連携し本来持っている教育力を活かす施策も重要と考えられます。高齢者の知識や知恵、子育てを終了した方に積極的に参加していただき、住民のパワーの活性化を図ることが必要です。

家庭においては、将来の人格形成の場であることを踏まえ、家庭教育に関する学習機会や情報提供を充実させるとともに、親子のふれあいを重視した取組も必要と考えられます。

学校においては、社会生活を送るうえで必要な基礎・基本の確実な定着と個性を生かす学校教育の充実を図り、生涯にわたっての自己を向上させる意欲を育てていく教育が重要です。また、家庭や地域との連携・協力を深め、地域に開かれた学校づくりを推進する必要があります。

地域においては、現在の子どもたちに不足しがちな自然体験や社会体験、生活体験などを地域の社会資源等を活用しながら、子どもが自らの意思で挑戦する機会づくりも必要と考えられます。

また、将来親となる若い世代に対しての、心身の健全な成長を支援する思春期の保健対策も重要な課題と思われれます。

## **基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備**

---

子どもを安心して産み育てるためには、快適な居住空間や安心して活動できる生活空間が必要となります。子どもや子育て家庭に配慮した居住空間の充実に努めるとともに、安全で快適に暮らせるむらづくりを推進します。

## 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立支援

---

すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えることが大切と思われます。それにより、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ることも可能と考えられます。

また、女性の社会進出の増加に伴い（働かざるを得ない人も多いことに注意を要します）子育てをしながら働きやすい環境づくりを一層推進する必要があります。

更に、子育てをすることにより享受する喜びを十分に感じることができる環境づくりや、子育て家庭に関係する様々な地域資源の連携がその力を十分に発揮できる仕組みづくりが求められます。

なお、様々な調査結果からみられるように、父親の育児休暇の取得率が極めて低いことや、職場での休暇を取得しづらい雰囲気を感じている方が少なくはないことも否定できません。

## 基本目標6 子ども等の安全の確保

---

「子どもの最善の利益を確保することが大人の義務である」を基本に、すべての子どもが持つ権利や自由が最大限に尊重される社会の実現を目指します。

日本全国で、子どもが被害に遭う事故・事件が後を絶ちません。「子ども110番の家」の推進や防犯カメラの設置、青色回転灯装着車両による防犯パトロールを実施するなど、地域ぐるみで子どもたちを守る体制づくりに取り組んでいきます。

## 基本目標7 要保護児童への対応などをきめ細かな取組の推進

---

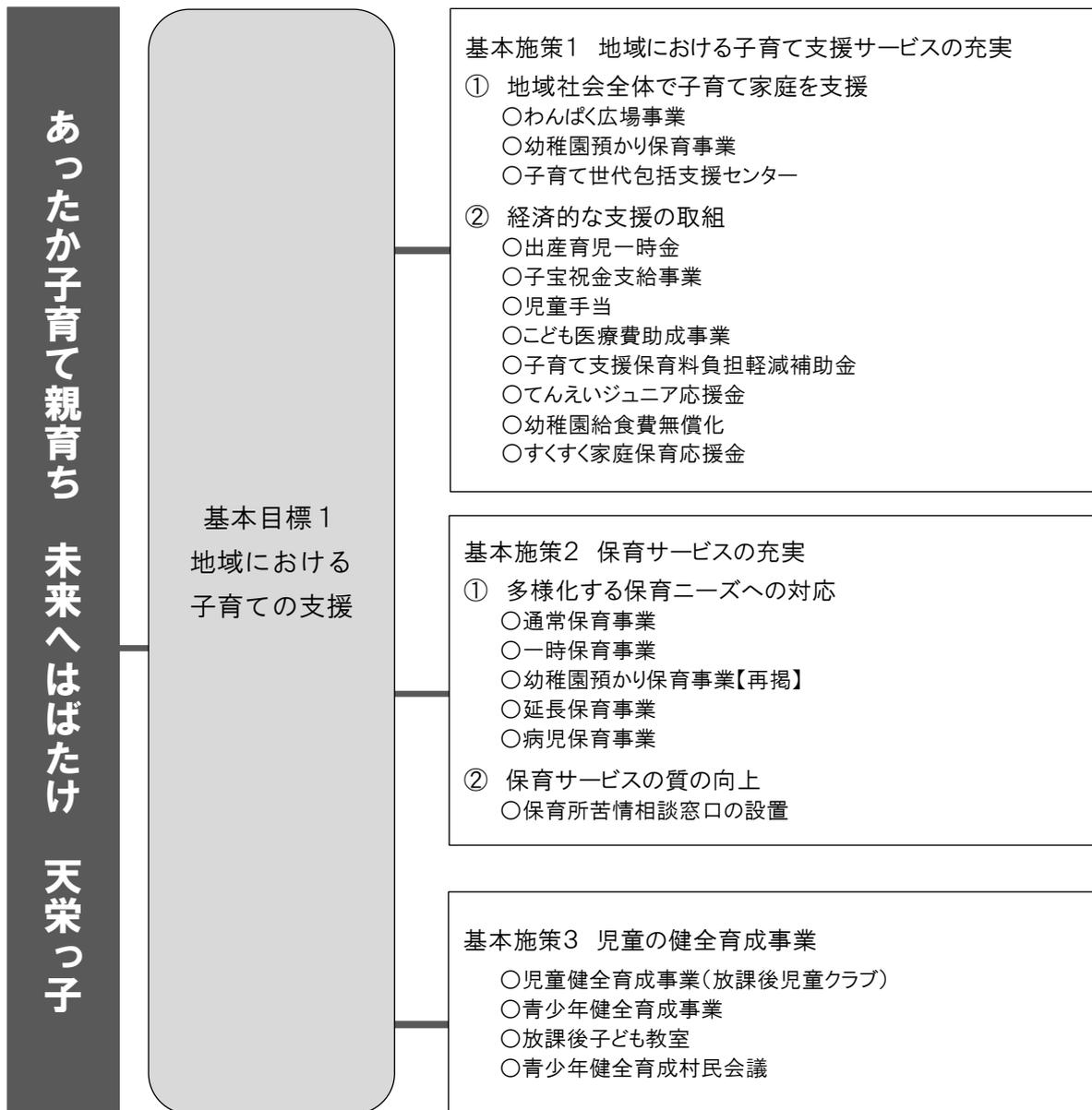
近年、ひとり親家庭が増加傾向にあります。母子・父子家庭への支援を拡充します。また、子ども家庭総合支援拠点が中心となり、要保護児童対策地域協議会を活用し、虐待や不登校児童への見守り体制の構築や相談業務の拡充を図り対応していきます。

### 3 施策の体系図

《基本理念》

《基本目標》

《基本施策・取組事業》





《基本理念》

《基本目標》

《基本施策・取組事業》

あつたか子育て親育ち  
未来へはばたけ  
天栄っ子

基本目標 2  
母性並びに  
乳幼児の健康の  
確保・増進

基本施策1 子どもや母親の健康の確保

- ① 安全な妊娠・出産への支援
  - 妊産婦健康相談
  - 妊産婦健康診査・訪問
  - 妊産婦・子育て健康相談
  - 産後うつチェックリストの実施
  - わんぱく広場事業【再掲】
  - 各種制度の情報提供
  - 妊婦全戸訪問
- ② 育児不安の軽減と虐待発生予防への支援
  - 乳幼児健診、乳児(新生児)訪問・指導
  - 妊産婦・子育て健康相談【再掲】
  - 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
  - 養育支援訪問事業(定期訪問や支援)
  - 心の健康相談会
  - 産後ケア事業
- ③ 子どもと母親への健康支援
  - 乳幼児健診、乳児(新生児)訪問・指導【再掲】
  - 歯科健診・歯科指導・むし歯教室事業
  - 予防接種事業・予防接種勧奨通知
  - 受診勧奨通知・訪問
  - 母子栄養管理事業(う歯予防教室・離乳食教室)
  - 食育事業
  - フッ化物洗口事業

基本施策2 「食育」の推進

- 離乳食教室【再掲】
- 子ども料理教室・親子の料理教室
- 保育所・幼稚園・小中学生での「食育」事業

基本施策3 小児医療の充実

- こども医療費助成事業【再掲】
- 養育医療費助成事業

基本目標 3  
子どもの心身の  
豊かな成長に  
資する教育環境の  
整備

基本施策1 家庭や地域力の向上

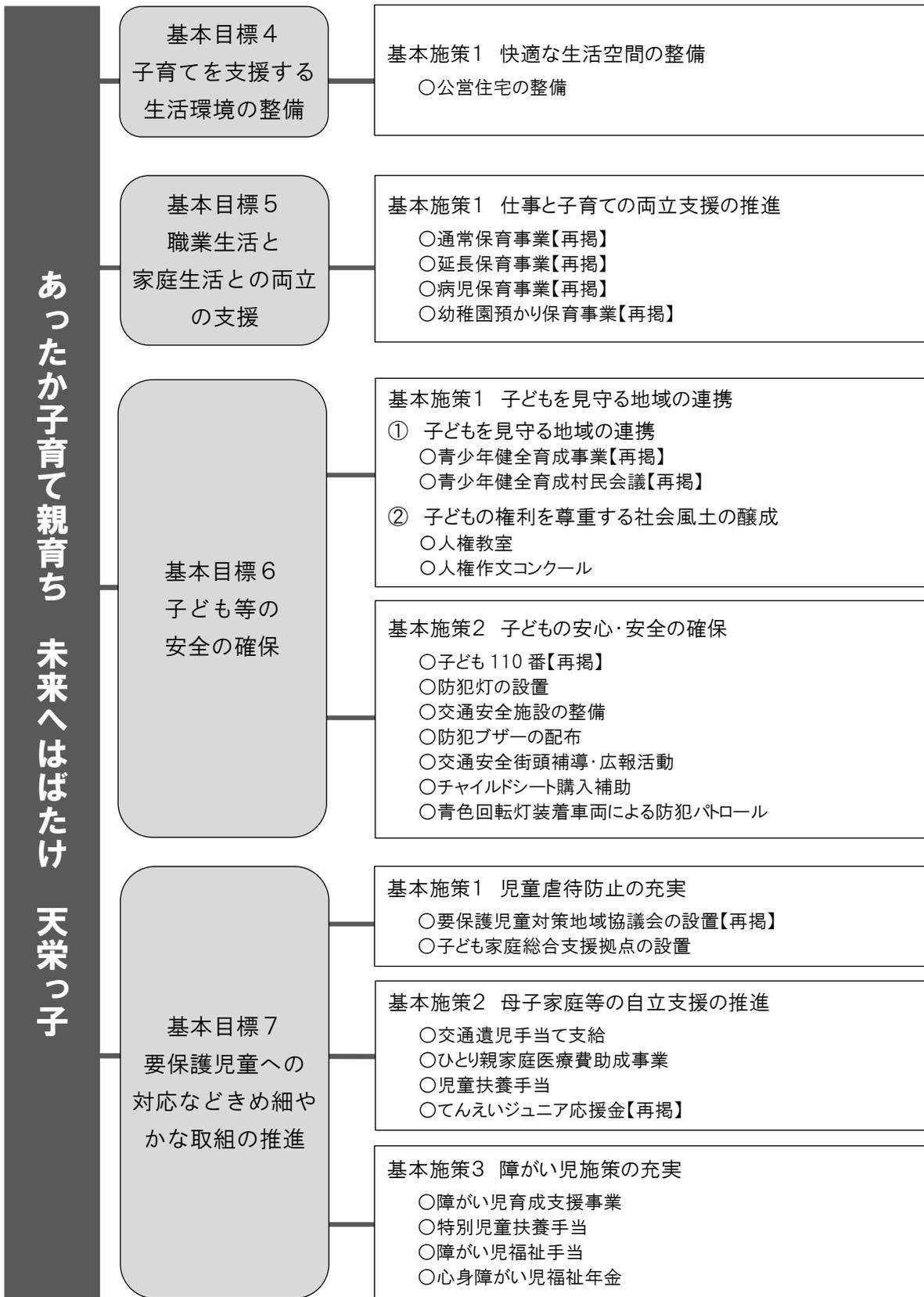
- ① 多様な体験機会の拡大(体験を広げる)
  - ブックスタート事業
  - 各種生涯学習事業
- ② 自立を促す企画・企画型事業の充実(挑戦する)
  - 各種生涯学習事業
- ③ 思春期の心と身体の健康づくり
  - 青少年健全育成事業【再掲】
  - 要保護児童対策地域協議会の設置
  - 愛のひと声運動
  - 子ども110番
  - 命の教育事業
  - ふれあい体験学習
- ④ 魅力ある学校教育の推進
  - 特色ある学校づくりの推進

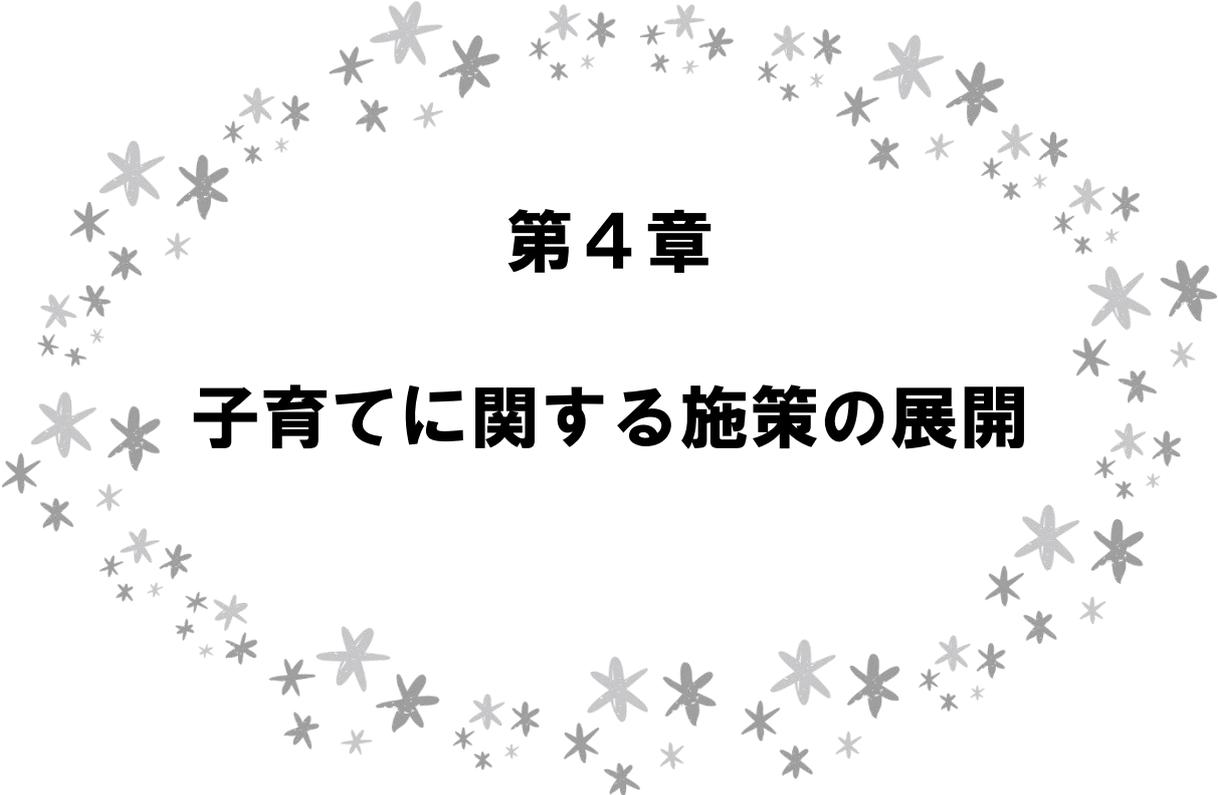


《基本理念》

《基本目標》

《基本施策・取組事業》





## 第4章

# 子育てに関する施策の展開



## 第4章 子育てに関する施策の展開

次世代育成支援対策推進法の一部改正により、対象期間が延長されたことを受け、これに基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）が改正され、2015（平成27）年4月から適用されました。

本村では、この指針に基づく行動計画を「子ども・子育て支援事業計画（第一期計画）」と一体的に策定し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取り組んできました。今般、第一期計画の期間満了に伴い必要な見直しを行い、2020（令和2）年度からの5か年を計画期間とする本計画において改正後の指針に基づく本村に必要な施策を盛り込みました。

また、今回の改正事項は以下の9項目が指摘されていますが、本村の現状と課題や今後の施策の方向性を踏まえ、改正が必要な施策について追加・修正を行いました。

- ① 「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知）の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- ② 2016（平成28）年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記
- ③ 社会的養育の充実について、「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき策定する旨の更新
- ④ 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- ⑤ 医療的ケア児に関する記載の追加
- ⑥ 登下校防犯プラン（平成30年6月22日関係閣僚会議決定）や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）に関する記載の追加
- ⑦ 住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- ⑧ 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- ⑨ 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実

## 基本目標 1 地域における子育ての支援

### 基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実

#### ① 地域社会全体で子育て家庭を支援

##### 現状と課題

- 2018（平成30）年4月からは子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を図っています。
- 村外からの移住者や核家族の進行などに伴う育児の孤立化がみられることから、家庭において子育てしている母親などの育児不安が指摘されています。これらを解消するため、地域子育て支援拠点事業（わんぱく広場）等により子育て支援を図っています。

事業名	担当課	第一期状況
①わんぱく広場事業	住民福祉課	実施中・継続
②幼稚園預かり保育事業	教育委員会学校教育課	実施中・継続
③子育て世代包括支援センター	住民福祉課	新規

##### 今後の方策

- 2003（平成15）年7月の児童福祉法の改正により、法の趣旨が「要保護及び保育に欠ける児童対象」中心から「すべての児童の健全な育成を図る」ことに改められたため、すべての家庭に対する子育て支援が各市町村の責務となりました。これらを踏まえて、すべての家庭を対象とする子育て支援体制づくりの整備に努めます。
- 子育て世代包括支援センターを中心とした、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を図っていきます。
- すべての子育て家庭を対象とする支援の充実を図ります。
- 村内外の関係機関とより一層の連携強化を図ります。

#### ② 経済的な支援の取組

##### 現状と課題

- 家計に占める子育てに係わる経済的負担の割合が増えています。国の調査でも、子どもを産めない・産まない理由として、「経済的な負担が大きいから」という回答が最も多く挙げられています。

\*\*\*\*\*

- 保育所利用料については多子世帯保育料の軽減や、幼稚園の授業料・入園料については2008（平成20）年度から無料化を行ってきました。
- こども医療費助成事業として、18歳までの医療費の自己負担分を助成しています。
- 2015（平成27）年度から、「てんえいジュニア応援金」を創設し、ひとり親家庭や両親が村民税非課税の世帯の中学校3年生を対象に、進学や就職に係る必要な経費を助成しています。
- 2019（令和元）年10月から村立幼稚園の給食費を無償としました。

事業名	担当課	第一期状況
①出産育児一時金	住民福祉課	実施中・継続
②子宝祝金支給事業	住民福祉課	実施中・継続
③児童手当	住民福祉課	実施中・継続
④こども医療費助成事業	住民福祉課	実施中・継続
⑤子育て支援保育料負担軽減補助金	住民福祉課	実施中・継続
⑥てんえいジュニア応援金	住民福祉課	新規
⑦幼稚園給食費無償化	教育委員会学校教育課	新規
⑧すくすく家庭保育応援金	住民福祉課	新規

**今後の方策**

- 2019（令和元）年10月から、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外保育施設においての費用の無償化を実施しています。今後とも、子育て家庭への村独自の経済的支援をできる限り実施していきます。
- 2020（令和2）年度から、両親共働きでありながら1歳までの児童を家庭で祖父母等が保育している世帯に対し「すくすく家庭保育応援金」の支給を開始します。

**基本施策2 保育サービスの充実**

**① 多様化する保育ニーズへの対応**

**現状と課題**

- 女性の就業率の上昇や育児休業制度の充実などにより出産後も保育所などを利用して就労を継続する傾向が強くなっており、保育施設への入所希望が増加傾向にあります。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、土曜日保育の実施や2009（平成21）年度から一時保育事業を立ち上げました。

- 天栄保育所における一時保育事業、天栄、湯本幼稚園における預かり保育事業の利用の促進を図ります。なお、幼児教育・保育の無償化の対象事業となっています。
- 保育ニーズの増加とともに、保育士の確保が困難となってきています。

事業名	担当課	第一期状況
①通常保育事業	住民福祉課	要見直し
②一時保育事業	住民福祉課	要見直し
③へき地保育事業 *2017(平成29)年度で閉所	住民福祉課	完了・廃止
④幼稚園預かり保育事業【再掲】	教育委員会学校教育課	実施中・継続
⑤延長保育事業	住民福祉課	未実施
⑥病児保育事業	住民福祉課	新規

**今後の方策**

- 現在利用者が多いサービスの拡充に努めるとともに、延長保育等将来的には需要が高まると考えられる事業について検討していきます。
- 子育てがしにくいと思う方ほどサービスの利用率が低いことから、各種サービスの広報活動や利用促進のための方策の検討を行います。
- 保育士確保のために、保育所における働きやすい環境づくりを推進していきます。
- 2020(令和2)年度から、近隣市町村で実施している病児保育の広域利用を開始します。

**② 保育サービスの質の向上**

**現状と課題**

- 保育所に対して、職員や保育環境などに不満や要望を持つ方に応えるため、苦情相談窓口を設置し、保育サービスの質の向上に努めています。
- 職員個々の専門性を高めるために、臨時保育士を採用し、研修等に参加しやすい体制づくりに努めています。
- 保育所は、安心して子どもを預けられる施設であることは当然ながら、多様化する保育ニーズへの柔軟な対応が必要となっています。

事業名	担当課	第一期状況
①保育所苦情相談窓口の設置	住民福祉課	要見直し

\*\*\*\*\*

**今後の方策**

- 利用者が必要とする様々な情報の積極的な提供を行います。
- 保育サービスの質についての公正且つ適切な評価を行います。
- 子どもの視点に立った保育を進めていくために、研修の充実を図り、保育士の専門性及び保育の質をさらに高めていきます。
- 苦情に対する客観的かつ適切な対応を行い、保育サービスに努めます。
- 苦情相談窓口を知らない保護者が多いので、ホームページやポスター掲示等で情報を発信していきます。

**基本施策3 児童の健全育成事業**

**現状と課題**

- 子どもを取り巻く環境が時代とともに大きく変化しています。子どもたち同士が地域で遊ぶ機会が少なくなっていたり、大人が関与する機会が減少していることなどから、社会性を育む場が少なくなっています。
- 2015（平成27）年度より広戸小学校に放課後児童クラブを設置し、放課後の健全育成に努めています。また、その他の小学校においては放課後子ども教室を月～金曜日各小学校で実施し、長期休業中は「てんえい子ども教室」を1箇所で開催しています。

事業名	担当課	第一期状況
①児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	住民福祉課	実施中・継続
②青少年健全育成事業	住民福祉課	実施中・継続
③放課後子ども教室	教育委員会生涯学習課	実施中・継続
④青少年健全育成村民会議	教育委員会生涯学習課	実施中・継続

**今後の方策**

- 子どもの放課後生活を豊かにし、異年齢間での集団の遊びを通して、地域における子どもたちの交流をより一層深めることを目的とした事業を行っていきます。

## 基本目標2 母性並びに乳幼児の健康の確保・増進

### 基本施策1 子どもや母親の健康の確保

#### ① 安全な妊娠・出産への支援

##### 現状と課題

- 胎児期に順調に成長し、安全に出生することは、子どもの成長発達における基礎部分として大変重要です。この時期は母親の意識や生活環境に大きな影響を受ける時期であり、この時期の健康を長期的視野で、社会的・精神的な側面から支え守ることは、生まれてくる子どもの健やかな成長を保障する意味で社会全体の責任といえます。
- 出産時の体重をみると、低体重児（2500gに満たない児）が増加傾向にあります。これは、妊娠中の生活が起因している可能性も否定できません。出生体重は、出生児のその後の育ち方に大きく影響し、親の育児不安やストレスを引き起こす可能性があります。胎児の育ちに適切な助言や指導が重要です。
- 妊産婦健康相談や健診・訪問の実施や産後うつのチェックリストの配布等で健康支援を図るとともに、産後ケア事業、わんぱく広場等の利用勧奨を行い、母親の心身の健康の確保に努めています。
- 働く女性が安心して妊娠、出産ができる環境の整備をする必要がありますが、社会環境や経済情勢上難しい状況となっています。
- 2019（平成31）年4月から妊娠中期から後期の妊婦を対象に妊婦全戸訪問を実施しております。

事業名	担当課	第一期状況
①妊産婦健康相談	住民福祉課	実施中・継続
②妊産婦健康診査・訪問	住民福祉課	実施中・継続
③妊産婦・子育て健康相談	住民福祉課	実施中・継続
④産後うつのチェックリストの実施	住民福祉課	実施中・継続
⑤わんぱく広場事業【再掲】	住民福祉課	実施中・継続
⑥各種制度の情報提供	住民福祉課	実施中・継続
⑦妊婦全戸訪問	住民福祉課	新規

\*\*\*\*\*

**今後の方策**

- 母子手帳交付時に子育てプランを作成し、胎児期から乳幼児期までの成長発達や育児等の課題を親が理解し主体的に考え、育児ができるよう支援します。
- 胎児が順調に成長し、安全に出生するため、また出産する母親の心身の健康を守ることに重点をおき事業の充実を図ります。

**② 育児不安の軽減と虐待発生予防への支援**

**現状と課題**

- 近年、核家族化、働く女性の増加、地域における人間関係の希薄化などにより、家庭の孤立化が進む中、育児不安やストレスなど親と子の心の健康問題を抱えている家庭が増加しています。母親のリフレッシュ等のためにわんぱく広場や産後ケア事業や保育所の一時保育事業の利用促進を行っています。
- 母親の精神的負担軽減や育児不安を持つ方のために、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等を行っています。
- 村のニーズ調査結果をみると、子育てに関する不安感や負担感を感じている方が多数います。また、子育てに関して日常悩んでいることや気になる事については、病気や発育・発達に関する事や食事や栄養に関する事等多く挙げられています。
- 2019（平成31年）4月から養育支援訪問事業におけるヘルパー派遣を実施し、育児に不安のある家庭や不適切な養育環境にある家庭等を対象に育児及び家事援助を行っています。

事業名	担当課	第一期状況
①乳幼児健診、乳児（新生児）訪問・指導	住民福祉課	実施中・継続
②妊産婦・子育て健康相談【再掲】	住民福祉課	実施中・継続
③乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	住民福祉課	実施中・継続
④養育支援訪問事業（定期訪問や支援）	住民福祉課	実施中・継続
⑤心の健康相談会	住民福祉課	実施中・継続
⑥産後ケア事業	住民福祉課	新規

**今後の方策**

- 育児不安の軽減を図り、主体的に育児ができるよう支援する体制の充実を図ります。
- 産後間もない時期は特に母親の精神的負担や育児不安が増大する傾向にあることから、産後うつや育児不安解消のための支援を行います。
- 育児不安の軽減や養育力を支えることに重点をおきながら、より支援の充実を図っていきます。また、リフレッシュのためにわんぱく広場や保育所の一時保育事業の利用促進や育児不安を抱える人には養育支援訪問事業等の支援を行います。
- 2020（令和2）年度から産後ケア事業のアウトリーチを開始します。

**③ 子どもと母親への健康支援**

**現状と課題**

- 社会環境や生活様式、価値観の変化により、子どもを取り巻く生活が大きく変化してきています。乳幼児期に確立された生活習慣や食習慣は、子どもの成長や健康状態に大きな影響を与えます。乳幼児期は、親自身の生活のあり方が子どもの生活に大きく影響することから親自身の健康も含めた健康づくりへの意識を高めることが重要です。
- 予防接種の勧奨や乳幼児健診の受診勧奨を通知や訪問で行っています。
- 歯科検診、歯みがき指導等に加え、幼稚園年中からフッ化物洗口を実施していますが、未だう歯の罹患が多い状況です。

事業名	担当課	第一期状況
①乳幼児健診、乳児（新生児）訪問・指導【再掲】	住民福祉課	実施中・継続
②歯科検診・歯科指導・むし歯教室事業	住民福祉課	実施中・継続
③予防接種事業・予防接種勧奨通知	住民福祉課	実施中・継続
④受診勧奨通知・訪問	住民福祉課	実施中・継続
⑤母子栄養管理事業（う歯予防教室・離乳食教室）	住民福祉課	実施中・継続
⑥食育事業	住民福祉課	実施中・継続
⑦フッ化物洗口事業	住民福祉課	新規

**今後の方策**

- 乳幼児期各期においての児の成長発達や育児等のポイントを親が理解し、主体的な育児ができるような支援を行います。
- 検診や予防接種の未受診児に対して個別的支援を行います。

\*\*\*\*\*

○今後とも、母子保健事業や福祉と医療が連携したネットワークの充実を図り、育児不安を抱える親などを早期に把握し、「妊娠期」や「出産後間もない時期」から、保健師等の専門職によるきめ細かな育児支援を推進します。また、親自身が子どもの発達状況を理解し、自らの育児方法を確認し、育児力を高めるための学習の場として、乳幼児健康診査が機能できるようにするとともに、「親子の心の健康」を重視した相談体制の充実を図ります。

## 基本施策2 「食育」の推進

### 現状と課題

- 食事や栄養に関する悩みを持つ方が増えていることから、離乳食教室や子ども料理教室・親子の料理教室を実施しています。
- 保育所の「給食だより」等のおたよりで栄養食生活について啓発を行っています。
- 育児くらぶでの手づくりおやつ提供による手づくりの推進を図っています。

事業名	担当課	第一期状況
①離乳食教室【再掲】	住民福祉課	実施中・継続
②子ども料理教室・親子の料理教室	住民福祉課	実施中・継続
③保育所・幼稚園・小中学生での「食育」事業	住民福祉課	実施中・継続

### 今後の方策

- 親自身が規則正しい食生活を送ることと、栄養のバランスに留意する必要性の啓発を行います。
- 食生活全般に関する指導・啓発の拡充を図ります。また、子ども参加型の事業を充実させ、食に興味を持ち、正しい食習慣の確立を図ります。
- 保育所の「給食だより」等のおたよりで栄養食生活についての啓発を図るとともに、育児くらぶの手づくりおやつ提供による手づくりの推進を図ります。また、学校栄養教諭との連携を深め幅広い支援を図ります。

基本施策3 小児医療の充実

現状と課題

- 障がいの相談件数が増加しています。
- 障がい疑われる子どもの発達を支援するための体制づくりを行います。
- 2017(平成29)年4月に公立岩瀬病院に地域周産期母子医療センターが設置され、地域で安心して子どもを産み育てる環境が整いました。

事業名	担当課	第一期状況
①こども医療費助成事業【再掲】	住民福祉課	実施中・継続
②養育医療費助成事業	住民福祉課	実施中・継続

今後の方策

- 小児医療では、単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、育児に関する相談体制の拡充を行います。
- 予防接種による感染症の予防など幅広い対応に努めます。
- 家族に対する相談及び支援体制の整備を行います。
- 治療が長期にわたる医療的ケア児とその家族が安心して療養生活が続けられるように、医療費などの経済的支援、相談を行います。
- 子育てしやすいよう環境を整備するために、いつでも安心して質の高い医療サービスを受けられるように、小児医療体制の充実を図ります。
- 上記の課題に対応した体制の整備と効果的な運営を図ることが重要です。なお、これらの課題については、村単独で整備することは困難な状況のため、他の市町村と連携を図りながら体制の整備に努めていきます。

## 基本目標3 子どもの心身の豊かな成長に資する教育環境の整備

### 基本施策1 家庭や地域力の向上

#### ① 多様な体験機会の拡大（体験を広げる）

##### 現状と課題

- 本村においても、人口減少や核家族化が徐々に進んできており、社会環境の変化、生活環境の多様化などの要素も加わり、地域における人と人との関わりが希薄化しています。
- 子どもたちにとって、家族や友達以外の人や異なる世代との交流機会が少なくなることは、社会生活を送っていくうえで必要な知識を身に付け、他人を尊敬・尊重する心を養う機会が少なくなることに繋がります。
- 子どもたちが、心身ともに調和のとれた人間として成長し、心豊かな人間性を育んでいくため、「スキー・スノーボード教室」や「てんえいアクティビティクラブ」、「歴史学び教室」などの各種生涯学習事業を通して、郷土の自然や歴史に触れながら地域住民との交流を図る機会を設けています。
- 10歳を迎える小学4年生を対象に2分の1成人式を成人式と同時開催し、異世代間の交流を図っています。
- 放課後児童クラブや放課後子ども教室を通して地域の方々との絆が深まっています。
- 子どもの発達段階に応じた多様な体験機会を提供していくことが重要です。
- 村社会福祉協議会では地域のボランティア団体の協力を得ながら、ブックスタート事業を行っています。

事業名	担当課	第一期状況
①ブックスタート事業	村社会福祉協議会	実施中・継続
②各種生涯学習事業	教育委員会生涯学習課	実施中・継続
③スポーツクラブ *2017（平成29）年度で閉所	教育委員会生涯学習課	完了・廃止

##### 今後の方策

- これらの課題を踏まえてより効果的な施策の展開を図っていくためには地域における協働が重要です。子どもたちのニーズに合った各種生涯学習事業を展開し、多様な体験機会の拡大を推進します。

## ② 自立を促す企画・参画型事業の充実（挑戦する）

### 現状と課題

- 多様な体験機会の拡大につながる施策をさらに進め、それらを単なる体験にとどめず、自分の意思と責任で新たな挑戦へのステップとすることが大切です。
- スポーツ少年団等の各種競技において、児童が挑戦する機会を設けています。

事業名	担当課	第一期状況
①各種生涯学習事業	教育委員会生涯学習課	実施中・継続
②スポーツクラブ【再掲】 *2017（平成29）年度で閉所	教育委員会生涯学習課	完了・廃止

### 今後の方策

- 多様な体験の積み重ねを通じて、自己の達成感、充実感、周りとの連帯感を感じることができるように、子どもたちが主体的に自ら考え、参加し、行動できるような条件の整備を進めます。
- 地域のスポーツ少年団での活動を通して、子どもたちが、それぞれの経験や能力を発揮しながら、自ら主体的に新たな課題を発見し、その克服に向けて自主的に取り組めるような環境づくりを行います。
- 児童の自立を促進できるような事業を展開してきます。

## ③ 思春期の心と身体の健康づくり

### 現状と課題

- 思春期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べ精神的・社会的には未熟であり、様々な問題が生じやすい時期といえます。
- 家庭における食を通じた教育力の低下により、朝食の欠食など不規則な食習慣や肥満、過剰なダイエットなど、子どもの食生活の問題が指摘されています。
- 不登校、ひきこもりをはじめとした思春期特有の心の問題も深刻化しています。
- 村では天栄村要保護児童対策地域協議会（子育て支援連絡協議会）で児童・生徒が抱えるいじめ、不登校などの問題の未然防止や解決に向けての協議を行っています。
- 命の教育やふれあい体験学習を通して、命の尊さを学ぶ機会を設けています。

\*\*\*\*\*

事業名	担当課	第一期状況
①青少年健全育成事業【再掲】	住民福祉課	実施中・継続
②要保護児童対策地域協議会の設置	住民福祉課	実施中・継続
③愛のひと声運動	教育委員会生涯学習課	実施中・継続
④子ども110番	教育委員会生涯学習課	実施中・継続
⑤命の教育事業	住民福祉課	実施中・継続
⑥ふれあい体験学習	住民福祉課	実施中・継続

**今後の方策**

- 思春期の心と身体の発達には食生活も関わってくることから、食に関する正しい理解を深めるための健康教育の拡充を行います。
- 心の健康問題に対して、子どもや保護者に対する相談・指導事業を充実させていきます。
- 学校教育においては、健康な身体づくりについての学習を行い、児童・生徒が自らの健康問題を主体的に解決するため、指導および気軽に相談できる体制づくりに努めます。
- 思春期の子どもに対する正しい知識の普及啓発や心の健康などの充実を図るとともに、保健・医療・福祉・教育関係者の連携を一層強化し、家庭・学校・地域における支援システムを整備していきます。また、天栄村要保護児童対策地域協議会（子育て支援連絡協議会）の活動をより深めていきます。

**④ 魅力ある学校教育の推進**

**現状と課題**

- 少子化は、子どもが社会性や自主性を身につける機会の減少や子どもへの過干渉・過保護といったマイナスの側面をもたらします。
- 近年の経済情勢の変化は就職率や終身雇用にも大きな影響を与えており、子どもが将来に夢や希望を持ちにくくなるなど、学習意欲の低下が指摘されています。
- 学校教育に対するニーズは、複雑化・多様化している状況です。
- 時代の変化に対応できるたくましい子どもを育むため、心豊かな人間性、健康や体力といった「生きる力」を育成していくことが学校教育の重要な課題となります。

事業名	担当課	第一期状況
①特色ある学校づくりの推進	教育委員会学校教育課	実施中・継続

今後の方策

- 子どもや保護者に対する相談・指導事業を充実させていきます。
- 学校では、子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし社会で発揮できるよう、質の高い魅力あふれた教育を推進します。また、家庭や地域との連携を図りながら、社会全体で子どもを育てるための教育環境を整え、子どもたちに「生きる力」を育んでいきます。



## 基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

### 基本施策 1 快適な生活空間の整備

#### 現状と課題

- 村内の公園の遊具点検を実施し、子どもが安心して安全に遊べるように努めています。
- 安心して子育てをするためには、子どもを連れていても気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備する必要があります。子どもから高齢者までが安心して安全な生活ができることが重要です。
- 子育て家庭の多様なニーズに対応するための支援も必要となっています。

事業名	担当課	第一期状況
①公営住宅の整備	建設課	実施中・継続

#### 今後の方策

- 今後とも、子どもを安心して育てられ、ゆとりのある快適な生活を送れるよう公共施設を中心に子育て家庭に配慮したむらづくりを推進します。

## 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の支援

### 基本施策1 仕事と子育ての両立支援の推進

#### 現状と課題

- 多くの男性が仕事中心の生活を送ることにより、一家団らんの機会を持ってないという家庭も少なくはありません。
- 女性が子育てに対して負担感や孤立感を感じている傾向にあります。
- 子どもの生活時間の夜型化や生活習慣の乱れといった、子ども自身の育ちの面においても、こうした「働き方」が影響を与えていると推測されます。

事業名	担当課	第一期状況
①通常保育事業【再掲】	住民福祉課	要見直し
②延長保育事業【再掲】	住民福祉課	未実施
③病児保育事業【再掲】	住民福祉課	新規
④幼稚園預かり保育事業【再掲】	教育委員会学校教育課	実施中・継続

#### 今後の方策

- 家庭生活と職業生活の安定を図るための、各種広報・啓発活動の拡充を図り、安定就労を促進するための施策を推進します。
- 男女が共に家庭における役割を担うことへの意識の啓発を行います。
- 男性を含めたすべての方が家庭生活と職業生活のバランスがとれた多様な働き方を選択できるよう、これを妨げる職場慣行やその他の諸要因の緩和に向けて、労働者、事業主、地域住民等の社会全体の意識改革を推進するための広報や情報提供などについて関係団体との連携を図ります。
- 父親が積極的に子育てや育児に携わる機会、場を設けていきます。
- 若い世代が、安心して家庭を築き、子どもを産み育てることができるように、経済的に自立した生活への支援を行います。

## 基本目標6 子ども等の安全の確保

### 基本施策1 子どもを見守る地域の連携

#### ① 子どもを見守る地域の連携

##### 現状と課題

○子どもにとって有害な商品などが多くみられます。

事業名	担当課	第一期状況
①青少年健全育成事業【再掲】	住民福祉課	実施中・継続
②青少年健全育成村民会議【再掲】	教育委員会生涯学習課	実施中・継続

##### 今後の方策

- 子どもにとって有害な商品の陳列方法の改善や酒・たばこ等の販売規制など、学校、家庭、地域が連携して青少年の健全育成・非行防止を推進します。
- 事故防止を未然に防ぐための危機管理の体制づくりに努めます。
- 子どもが地域で健やかに暮らせる村づくりを実現するために、子どもを見守るための地域でのネットワークづくりの更なる構築を図ります。

#### ② 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成

##### 現状と課題

- 「子どもの権利条約」は、18歳未満のすべての人の基本的人権の尊重を促進することを目的に、1989（平成元）年に国連で採択されました。この条約では、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」を目指しています。
- 世界をみると、貧困や飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取などが後を断ちません。我が国においても、いじめや不登校、援助交際、児童の性を表現したもの等、子どもを取り巻く問題は昔に比べより一層深刻化しているのが実情です。
- 人権擁護委員が中心となり、各学校での人権教室や人権作文コンクールなどの啓発活動を行っております。

事業名	担当課	第一期状況
①人権教室	住民福祉課	実施中・継続
②人権作文コンクール	住民福祉課	実施中・継続

**今後の方策**

- 住民に「子どもの権利」を知ってもらうための各種事業を推進します。
- 家庭、学校、地域における啓発活動の充実を図ります。なお、子どもの権利を告知することは重要ですが、反面「義務」についても合わせて知ってもらうことが大切です。引き続き、人権擁護委員による啓発活動を実施していきます。

**基本施策2 子どもの安心・安全の確保**

**現状と課題**

- 愛のひと声運動を実施しています。
- 乳幼児等の事故防止を図るためにチャイルドシート購入補助を実施しています。
- 各学校で交通教室を実施し、事故防止に努めています。

事業名	担当課	第一期状況
①子ども110番【再掲】	教育委員会生涯学習課	実施中・継続
②防犯灯の設置	総務課	実施中・継続
③交通安全施設の整備	総務課	実施中・継続
④防犯ブザーの配布	教育委員会学校教育課	実施中・継続
⑤交通安全街頭補導・広報活動	総務課	実施中・継続
⑥チャイルドシート購入補助	総務課	実施中・継続
⑦青色回転灯装着車両による防犯パトロール	総務課	新規

**今後の方策**

- 家庭における交通安全教育のアドバイスを行うなど、交通安全意識の高揚及びマナーの向上に努めます。
- PTA、地域、警察等との連携や協力による防犯教室の開催など安全指導の充実に努め、具体的な防犯マニュアルの作成等を行います。
- 子どもたちの安心・安全な生活と、健やかな成長を支援するために、様々な視点から危機管理に取り組みます。学校、地域、関係機関が連携し、「子ども110番の家」の推進や防犯カメラの設置、青色回転灯装着車両による防犯パトロールの実施など、地域ぐるみで犯罪を未然に防ぐ防犯体制づくりに取り組んでいきます。また、チャイルドシート普及促進のための購入補助や、街頭指導による交通安全教育を推進していきます。

## 基本目標7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

### 基本施策1 児童虐待防止の充実

#### 現状と課題

- 要保護児童を発見した場合、要保護児童対策地域協議会の実務者ケース会議を実施し、関係機関との情報を共有するとともに、解決へ向けてケース検討を行っています。
- 2019（平成31）年4月に子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育て世代包括支援センターと連携しながら、虐待の未然防止及び早期発見に努めています。
- こんにちは赤ちゃん事業により虐待や養育不足の家庭の早期発見に努めています。
- 様々な問題を抱える子どもや家庭に対して、電話や面談などにより相談・支援を行っています。

事業名	担当課	第一期状況
①要保護児童対策地域協議会の設置【再掲】	住民福祉課	実施中・継続
②子ども家庭総合支援拠点の設置	住民福祉課	新規

#### 今後の方策

- 悩みを抱える保護者に対して、不安の解消や問題解決への支援を行います。
- 今後は、これらの相談・支援事業をより充実させるために、相談窓口の周知徹底、相談者のプライバシーを保護するための環境の整備、相談員の質の向上、一次的な相談機関や専門的相談機関などが一層の連携を図りながらお互いに情報収集・情報提供や協力依頼ができるネットワークの構築等を推進します。

### 基本施策2 母子家庭等の自立支援の推進

#### 現状と課題

- 母子家庭に対しては、県の機関等を活用して就業支援を行います。
- ひとり親家庭医療費助成事業を実施しています。
- 2015（平成27）年度からはてんえいジュニア応援金事業を実施し、ひとり親家庭の中学3年生が進学・就職する際にかかる費用の助成を行っています。
- 2019（令和元）年度から児童扶養手当法が改正され、2か月分ずつ年6回の支給となりました。

事業名	担当課	第一期状況
①交通遺児手当支給	住民福祉課	実施中・継続
②ひとり親家庭医療費助成事業	住民福祉課	実施中・継続
③児童扶養手当	住民福祉課	実施中・継続
④てんえいジュニア応援金【再掲】	住民福祉課	新規

**今後の方策**

- 国の制度等を活用し、経済的、精神的な支援を積極的に推進します。
- ひとり親家庭の子どもに対しても、一般家庭の子どもと同様に福祉の充実を図るよう努めていきます。

**基本施策3 障がい児施策の充実**

**現状と課題**

- 障がいや発達に遅れのある子どもが増加の傾向にあります。
- 現在、乳児期の疾病や異常を早期に発見するため、発達の状況に関する相談や保健指導などを行っています。
- 就業前の子どもの受け入れ機関で、障がいがある子どもの受け入れに努めています。
- 学校教育においても、障がいの種類と程度に応じた教育の場を整備し、発達段階に応じた教育の充実に取り組んでいます。

事業名	担当課	第一期状況
①障がい児育成支援事業	住民福祉課	実施中・継続
②特別児童扶養手当	住民福祉課	実施中・継続
③障がい児福祉手当	住民福祉課	実施中・継続
④心身障がい児福祉年金	住民福祉課	実施中・継続

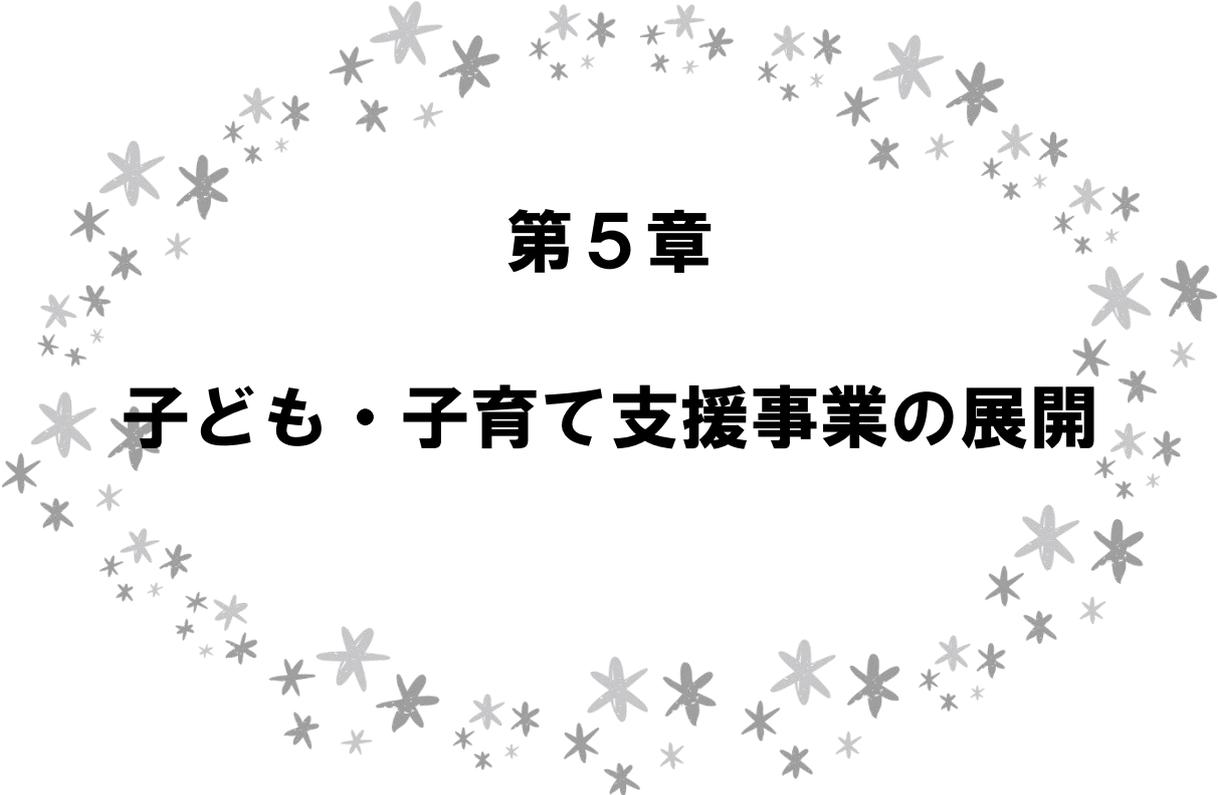
**今後の方策**

- 障がいや発達に遅れのある子どもの自立や社会参加に向けて、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援体制の確立及び関係者との連携を図ります。
- 早期療養の観点から医師の診断に基づく、身体や知的面での発達状況に応じた保健指導が重要であることから、その保護者に対する相談及び療育支援事業を充実させます。
- 障がいの有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、双方の意識上の障壁を解消します。

\*\*\*\*\*

- 障がいのある子どもにとって、社会参加・自立の基盤となる「生きる力」を育成します。
- 学校卒業後については、福祉・教育関係の機関などと連携を図り、一般社会へ移行するための適切な支援を行います。
- 障がいのある子どもへの支援は、育児不安や受容困難である親の心理面に配慮し寄り添いながら、保健・医療・福祉・教育関係機関における連携の強化により、乳幼児期から学校卒業まで、自立や社会参加に向けた一貫性のある相談支援体制の充実を図ります。具体的には、相談支援事業者への委託及び地域自立支援協議会の設置により対応しています。





## 第5章

# 子ども・子育て支援事業の展開





## 第5章 子ども・子育て支援事業の展開

### 1 教育・保育事業等の提供区域

本村では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域の設定、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて、各提供区域は1区域として設定しました。

■天栄村の子ども・子育て支援事業関連施設の位置図

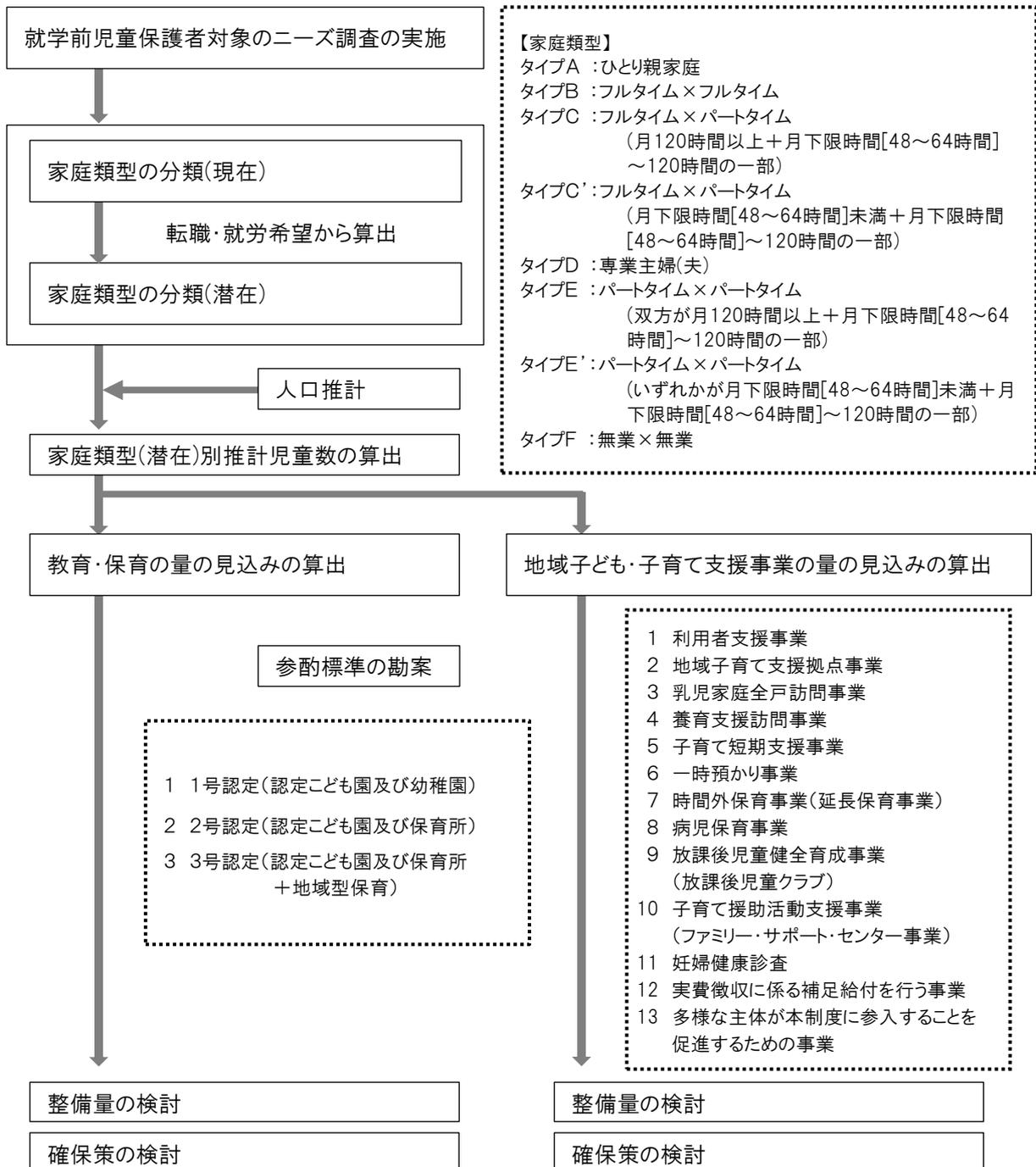


## 2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

### (1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本村の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

#### ■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



\*\*\*\*\*

## (2) 子ども人口の推計

本村の子ども人口の推計について、0～5歳では2017（平成29）年の226人から2024（令和6）年には160人と推計され66人（29.2%）の減少が予測されています。6～11歳においても2017（平成29）年の262人から2024（令和6）年には187人と推計され75人（28.6%）の減少が予測されています。

### ■ 子ども人口の推移と推計

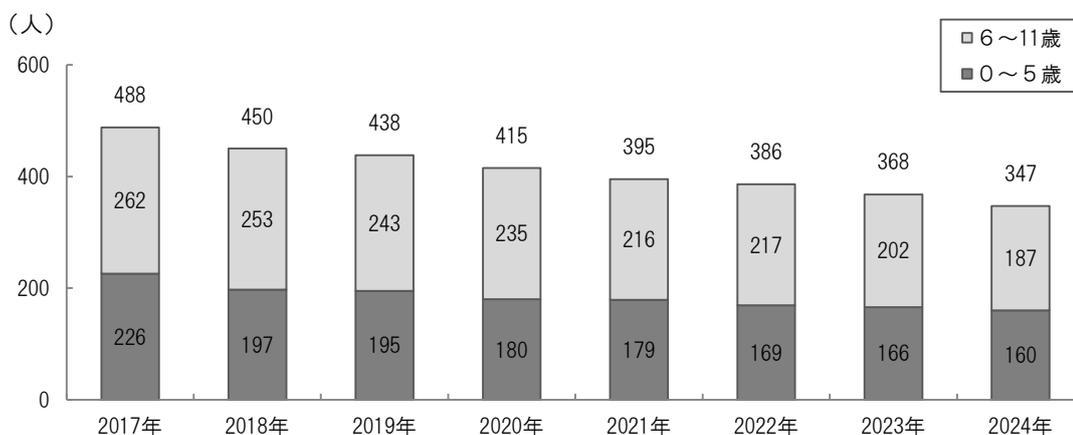
単位：人

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0～11歳	488	450	438	415	395	386	368	347
0歳	30	28	32	28	27	27	25	24
1歳	36	26	30	32	28	27	27	25
2歳	32	35	28	30	32	28	27	27
3歳	44	28	36	27	29	31	27	26
4歳	36	44	27	36	27	29	31	27
5歳	48	36	42	27	36	27	29	31
0～5歳	226	197	195	180	179	169	166	160
6歳	42	45	35	40	25	34	26	28
7歳	34	41	43	34	39	25	34	26
8歳	43	34	40	43	34	39	25	34
9歳	49	43	34	40	43	34	39	25
10歳	41	48	43	34	40	43	34	39
11歳	53	42	48	44	35	42	44	35
6～11歳	262	253	243	235	216	217	202	187

資料：2017年～2019年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2020年～2024年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

### ■ 子ども人口の推計



### (3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説明	単位：%	
		現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	2.4	2.4
タイプB	フルタイム×フルタイム	48.8	54.8
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	13.1	15.5
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	8.3	7.1
タイプD	専業主婦(夫)	27.4	20.2
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0

そして、2020（令和2）年度～2024（令和6）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

単位：%（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
タイプA	2.4	4	4	4	4	4
タイプB	54.8	99	98	93	91	88
タイプC	15.5	28	28	26	26	25
タイプC'	7.1	13	13	12	12	11
タイプD	20.2	36	36	34	33	32
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	180	179	169	166	160

\*\*\*\*\*

(4) 教育・保育事業の利用実績と今後のニーズ量見込み

第一期計画で利用された教育・保育事業量の実績等は以下のとおりです。

本村では教育・保育施設である保育所、幼稚園の利用が100%となっており、2016(平成28)年度以降、村外の保育所の利用者が2~3名います。

■ 教育・保育事業の利用実績

単位：人

	認定区分	1号	2号	3号			合計	
				0歳	1・2歳	計		
2015年度	①利用者数	114	2	9	38	47	163	
	②確保の状況	教育・保育施設	210	0	20	40	60	270
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		村外施設を利用	0	0	0	0	0	0
乖離(②-①)	96	-2	11	2	13	107		
2016年度	①利用者数	111	3	10	37	47	161	
	②確保の状況	教育・保育施設	210	0	20	40	60	270
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		村外施設を利用	0	0	1	1	2	2
乖離(②-①)	99	-3	11	4	15	111		
2017年度	①利用者数	104	1	9	31	40	145	
	②確保の状況	教育・保育施設	280	0	20	40	60	340
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		村外施設を利用	0	0	0	2	2	2
乖離(②-①)	176	-1	11	11	22	197		
2018年度	①利用者数	103	0	10	26	36	139	
	②確保の状況	教育・保育施設	245	0	20	40	60	305
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		村外施設を利用	0	0	0	3	3	3
乖離(②-①)	142	0	10	17	27	169		
2019年度	①利用者数	101	0	14	24	38	139	
	②確保の状況	教育・保育施設	245	0	20	40	60	305
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		村外施設を利用	1	0	0	1	1	2
乖離(②-①)	145	0	6	17	23	168		

教育・保育事業のニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本村に居住する就学前児童の教育・保育事業のニーズ量の見込みは以下のとおりです。

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

単位：人

	認定区分	1号	2号	3号			合計	
				0歳	1・2歳	計		
2020年度	①量の見込み	91	0	15	30	45	136	
	②確保方策	教育・保育施設	210	0	20	40	60	270
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	119	0	5	10	15	134		
2021年度	①量の見込み	94	0	15	30	45	139	
	②確保方策	教育・保育施設	210	0	20	40	60	270
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	116	0	5	10	15	131		
2022年度	①量の見込み	90	0	15	30	45	135	
	②確保方策	教育・保育施設	210	0	20	40	60	270
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	120	0	5	10	15	139		
2023年度	①量の見込み	89	0	15	30	45	134	
	②確保方策	教育・保育施設	210	0	20	40	60	270
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	121	0	5	10	15	136		
2024年度	①量の見込み	88	0	15	30	45	133	
	②確保方策	教育・保育施設	210	0	20	40	60	270
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
		市外施設を利用	0	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	122	0	5	10	15	137		

\*\*\*\*\*

(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み

第一期計画で利用された地域子ども・子育て支援事業量の実績等は以下のとおりです。

■ 地域子ども・子育て支援事業の利用実績

	単位	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
利用者支援事業	か所	0	0	0	1	1
地域子育て支援拠点事業	人	2,916	2,118	2,400	2,347	2,500
乳児家庭全戸訪問事業	人	40	33	28	31	30
養育支援訪問事業	人	8	5	8	13	10
子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0	0
一時預かり事業	人	16,861	12,138	14,501	17,126	7,745
幼稚園の預かり保育		16,796	12,103	14,472	17,112	7,701
幼稚園以外の預かり保育		65	35	29	14	44
上記以外		0	0	0	0	0
延長保育事業（時間外保育事業）	人	0	0	0	0	0
病児保育事業	人日	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター （子育て援助活動支援事業）	人日	0	0	0	0	0
妊婦健康診査事業	人	414	312	370	420	419
放課後児童健全育成事業	人	57	70	80	87	76
小学1～3年生		36	39	40	48	41
小学4～6年生		21	31	40	39	35

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本村に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みは以下の通りです。

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	人	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
乳児家庭全戸訪問事業	人	35	35	35	35	35
養育支援訪問事業	人	10	10	10	10	10
子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0	0
一時預かり事業	人	12,035	12,035	12,035	12,035	12,035
幼稚園の預かり保育		12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
幼稚園以外の預かり保育		0	0	0	0	0
上記以外		35	35	35	35	35
延長保育事業（時間外保育事業）	人	0	0	0	0	0
病児保育事業	人日	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）	人日	0	0	0	0	0
妊婦健康診査事業	人	38	38	38	38	38
放課後児童健全育成事業	人	80	80	80	80	80
小学1～3年生		40	40	40	40	40
小学4～6年生		40	40	40	40	40

\*\*\*\*\*

### 3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

#### (1) 施設型事業

##### ① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

#### 現状と課題

○本村における教育施設は幼稚園のみであり、実利用者数に対して提供量が上回っている状況です。

○今後の子ども人口は減少が見込まれており、教育施設（幼稚園）の利用希望者数も減少が見込まれます。

#### ■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	114	111	104	103	101
1号認定	114	111	104	103	101
2号認定	0	0	0	0	0
②第一期計画値	112	114	108	108	113
幼稚園	112	114	108	108	113
乖離（②－①）	-2	3	4	5	12

※2019年度実績は見込み値



#### ■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	91	94	90	89	88
1号認定	91	94	90	89	88
2号認定	0	0	0	0	0
②確保目標量	210	210	210	210	210
幼稚園	210	210	210	210	210
乖離（②－①）	119	116	120	121	122

**確保方策**

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○子ども人口の減少に伴い、教育施設の利用希望者数も減少が見込まれますが、現在の提供量を維持していきます。

**② 保育施設（認可保育所）**

認可保育施設とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみるできない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

また、地域型保育事業とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設（企業主導型保育施設）、居宅訪問型保育事業の総称です。

**現状と課題**

○本村における保育施設は認可保育所のみであり、実利用者数に対して提供量がわずかに下回っている状況です。

■ 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	47	47	40	36	38
2号認定	0	0	0	0	0
3号認定	47	47	40	36	39
0歳	9	10	9	10	15
1・2歳	38	37	31	26	24
②第一期計画値	40	40	39	39	39
認可保育所	40	40	39	39	39
乖離（②－①）	-7	-7	-1	-3	-1

※2019年度実績は見込み値



\*\*\*\*\*

■ 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	45	45	45	45	45
2号認定	0	0	0	0	0
3号認定	45	45	45	45	45
0歳	15	15	15	15	15
1・2歳	30	30	30	30	30
②確保目標量	60	60	60	60	60
認可保育所	60	60	60	60	60
乖離（②－①）	15	15	15	15	15

**確保方策**

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○子どもの人口の減少が見込まれますが、無償化や女性の就労率の向上に伴い、保育ニーズが減少しない可能性もあり、現在の提供量を維持しながら対応していきます。

**（2）地域型保育事業**

地域型保育事業には「①小規模保育事業」、「②事業所内保育事業（企業主導型保育施設）」、「③家庭的保育事業」、「④居宅訪問型保育事業」の4事業がありますが、いずれも本村では実施していない事業です。

今後、参入を検討する事業者が現れた場合は、ニーズ量等を慎重に判断した上で、必要な支援を行います。

**① 小規模保育事業**

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。また、A型（保育所分園に近いもの）、B型（A型とC型の間隔的なもの）、C型（家庭的保育に近いもの※利用定員6人以上10人以下）の3類型あります。

**② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）**

企業が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施する事業です。従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供しています。

**③ 家庭的保育事業**

利用定員5人以下とし、保育者の居宅その他の場所で、家庭的な雰囲気の中で保育を実施する事業です。

#### ④ 居宅訪問型保育事業

保育を必要とする子どもの居宅において、1対1で保育を実施する事業です。

##### 保育提供対象者

- ①障がい、疾病等で集団保育が著しく困難な場合
- ②他の特定教育・保育施設や地域型保育事業での利用定員の減少などにより、継続的に当該事業を利用する場合
- ③村がありません又は要請したが、他の特定教育・保育施設や地域型保育事業を利用することが困難な場合
- ④母子家庭等で、保護者が夜間や深夜の勤務に従事するなど、必要性が高いと村が認める場合

\*\*\*\*\*

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保目標量

### (1) 相談支援事業

#### ① 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 現状と課題

○本村では「子育て世代包括支援センター」を開設し、育児に関する相談を受け付け、子育て支援に関する情報を提供してきました。

#### ■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：か所

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①必要か所数	0	0	0	1	1
②第一期計画値	0	0	0	0	0
乖離(②-①)	0	0	0	-1	-1

※2019年度実績は見込み値



#### ■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：か所

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後も「子育て世代包括支援センター」において育児に関する相談受付、子育て支援に関する情報提供を継続していきます。

## ② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 現状と課題

○本村の「わんぱく広場」では、交流の場や子育て関連情報の提供、子育てに関する相談対応、子育て支援に関する講習等を実施しており、年間総利用者数はおおむね横ばいで推移しています。

#### ■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用者数	2,916	2,118	2,400	2,347	2,500
②第一期計画値	1,362	1,362	1,362	1,362	1,584
乖離(②-①)	-1,554	-756	-1,038	-985	-916

※2019年度実績は見込み値



#### ■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
②確保目標量	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

### 確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○在宅の親子の交流の場や子育てに関する相談窓口として、地域子育て支援拠点事業は重要な事業であり、今後も利用者のニーズを的確に捉え、満足度向上を図ります。

\*\*\*\*\*

## (2) 訪問系事業

### ① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### 現状と課題

○子どもの出生後、支援を必要とする子育て家庭を把握する最初のきっかけとして、生後4か月までに1回訪問しています。

○寄り添い型の訪問支援により不安の解消を図るとともに、個々の状況に応じて、養育支援訪問事業等の適切な支援へつなげています。

#### ■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	40	33	28	31	30
②第一期計画値	43	43	42	42	41
乖離(②-①)	3	10	14	9	11

※2019年度実績は見込み値



#### ■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	35	35	35	35	35
②確保目標量	35	35	35	35	35
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

#### 確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○子ども人口が減少する見込みではありますが、安心して子育てができる支援策として、全戸への訪問を継続します。

## ② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 現状と課題

○養育支援訪問事業の利用者数は少ないものの、子育てに不安を抱える親や、養育環境に課題がある家庭に対して継続的な支援を行うことで、子どもの健全な発達を促す必要があります。

#### ■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	8	5	8	13	10
②第一期計画値	0	0	0	0	0
乖離(②-①)	-8	-5	-8	-13	-10

※2019年度実績は見込み値



#### ■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保目標量	10	10	10	10	10
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

### 確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○子ども人口は減少する見込みですが、安心して子育てができる支援策として、養育支援が必要な家庭に対する継続的な支援を行います。

\*\*\*\*\*

### (3) 通所系事業

#### ① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】及び夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）ですが、本村では実施していない事業であり、計画期間中における当事業の実施は見込んでいません。

#### ② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

#### 現状と課題

○天栄保育所における一時預かり事業の利用者は減少傾向にありますが、村立幼稚園の預かり保育事業は増加傾向にあります。

#### ■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間総利用数	16,861	12,138	14,501	17,126	7,745
1号認定	16,796	12,103	14,472	17,112	7,701
2号認定	0	0	0	0	0
上記以外	65	35	29	14	44
②第一期計画値	14,690	14,690	14,690	14,690	14,690
幼稚園の預かり保育	14,600	14,600	14,600	14,600	14,600
幼稚園以外の預かり保育	90	90	90	90	90
乖離(②-①)	-2,171	2,552	189	-2,436	6,945

※2019年度実績は見込み値



■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	12,035	12,035	12,035	12,035	12,035
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	35	35	35	35	35
②確保目標量	12,035	12,035	12,035	12,035	12,035
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
2号認定による定期的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	35	35	35	35	35
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

**確保方策**

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○子ども人口の減少が見込まれますが、保育ニーズの多様化も考慮し、現在の提供量を維持しながら対応していきます。

③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業ですが、本村では実施していない事業です。今後の事業実施については、利用者のニーズ等を見極めながら検討に努めます。

④ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業ですが、事業の実施には設備・人材の確保等の課題があることから本村では実施していない事業です。2020（令和2）年度より近隣市町村の病児保育事業の広域利用を開始します。

（４）その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

\*\*\*\*\*

**現状と課題**

○妊婦健康診査の結果、身体的・精神的に支援が必要な妊婦に対し、適時対応が取れるよう、医療機関との連携強化に努めます。

**■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移**

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間利用者数	414	312	370	420	419
②第一期計画値	559	559	546	546	533
乖離（②－①）	145	247	176	126	114

※2019年度実績は見込み値



**■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量**

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	380	380	380	380	380
②確保目標量	380	380	380	380	380
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

**確保方策**

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後も健やかな妊娠期を過ごし、安全に出産を迎えるために、受診率を維持しながら、事業を継続実施していきます。

**② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）**

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業ですが、本村では実施していない事業です。

**③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○対象となる保護者に対して事業の周知を行い、助成を受けられるように努めていきます。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後の需要動向等をみながら、事業の実施について検討します。

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

**現状と課題**

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が利用しています。
- 子ども人口は減少傾向にありますが、就労状況の変化等により放課後児童クラブに対するニーズは高まっており、利用者数は増加しています。

◆小学校低学年

■ 放課後児童クラブ（低学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	36	39	40	48	41
②第一期計画値	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	-36	-39	-40	-48	-41

※2019年度実績は見込み値



■ 放課後児童クラブ（低学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保目標量	40	40	40	40	40
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

\*\*\*\*\*

◆小学校高学年

■ 放課後児童クラブ（高学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①年間実利用者数	21	31	40	39	35
②第一期計画値	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	-21	-31	-40	-39	-35

※2019年度実績は見込み値



■ 放課後児童クラブ（高学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保目標量	40	40	40	40	40
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

**確保方策**

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○必要とする児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、引き続き事業を実施していきます。





## 第6章

### 計画の推進・評価体制



## 第6章 計画の推進・評価体制

### 1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、景気の低迷など社会や経済の環境の変化により、子どもの育ちと子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくために、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本計画の推進にあたっては、子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者などを含めた、幅広い子育て支援に関与する者で構成する「天栄村子ども・子育て会議」において、専門的及び一般的見地から幅広い意見を聴取し、施策に反映させます。また、村民の多様なニーズの把握に努め、本計画の主人公である子どもと子育て中の親の声を大切にしながら、各種団体や村民との協働により計画を推進します。

### 2 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く村民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、村広報紙や村ホームページを活用するとともに、村民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

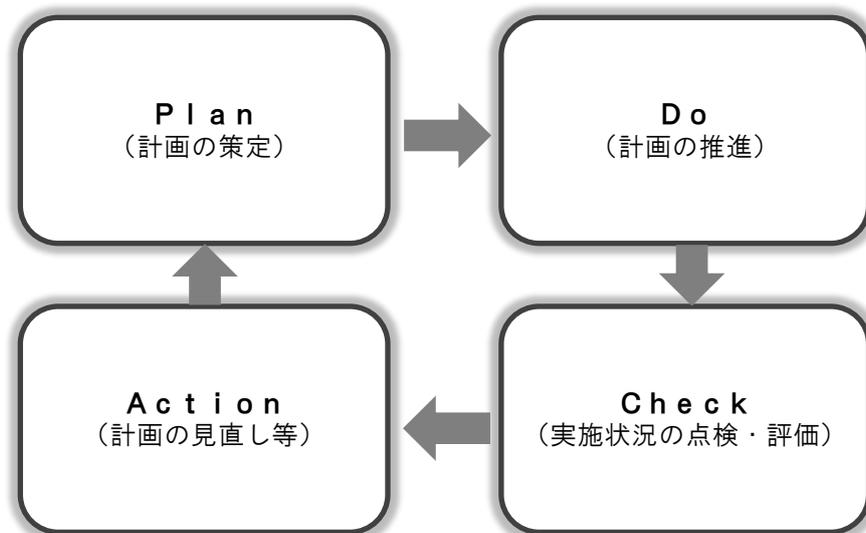
また、各事業においても、村広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して村民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

### 3 計画の評価と進行管理

本計画の推進にあたっては、その進捗状況を把握し、事業等の点検を毎年度、継続的に行っていくために、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

なお、計画に定めた「量の見込み」や「確保内容」に乖離がある場合や、国の制度改正等により、本計画の実施や推進に予定していない事業の創設や変更が生じた場合は、計画の中間年を目安に、子ども・子育て会議等を活用して、見直しを行います。

■ PDCAサイクル図





**資料編**



## 資料編

### 1 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、2019（令和元）年5月10日に可決・成立し、2019（令和元）年10月1日から全面的に実施となりました。

#### （1）幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

2014（平成26）年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
2017（平成29）年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
2018（平成30）年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討報告書」（とりまとめ）
2018（平成30）年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
2018（平成30）年10月15日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月17日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回目）
2018（平成30）年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
2019（平成31）年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回目）
2019（令和元）年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
2019（令和元）年5月31日	幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
2019（令和元）年10月1日	幼児教育・保育の無償化施行

#### （2）幼児教育・保育の無償化の趣旨

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、2019（令和元）年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換します。20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つであります。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組を一気に加速し、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めるものです。

### (3) 無償化の対象者・対象範囲等

#### ① 幼稚園、保育所、認定こども園等

■ 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育  
(標準的な保育料)の利用料を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、上限月額2.57万円(注：  
国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円)まで無償化。

※開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法  
の規定等に鑑み、満3歳から無償化。

※保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料  
費については、保護者が負担する考え方を維持。

3～5歳は施設による徴収を基本とする。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対  
象者を拡充(年収360万円未満相当世帯)。

■ 0～2歳：上記施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

#### ② 幼稚園の預かり保育

■ 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万  
円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定(無償化給付のために新たに法制  
化)。

※預かり保育は子ども・子育て支援法の一部預かり事業(幼稚園型)と同様の基準を満たすよ  
う指導・監督。

#### ③ 認可外保育施設等

■ 3～5歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額  
(3.7万円)までの利用料を無償化

※認可保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター  
事業を対象。

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保  
育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償  
化の対象。

※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、  
経過措置として5年間の猶予期間を設定。

■ 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象とし  
て、月額4.2万円までの利用料を無償化

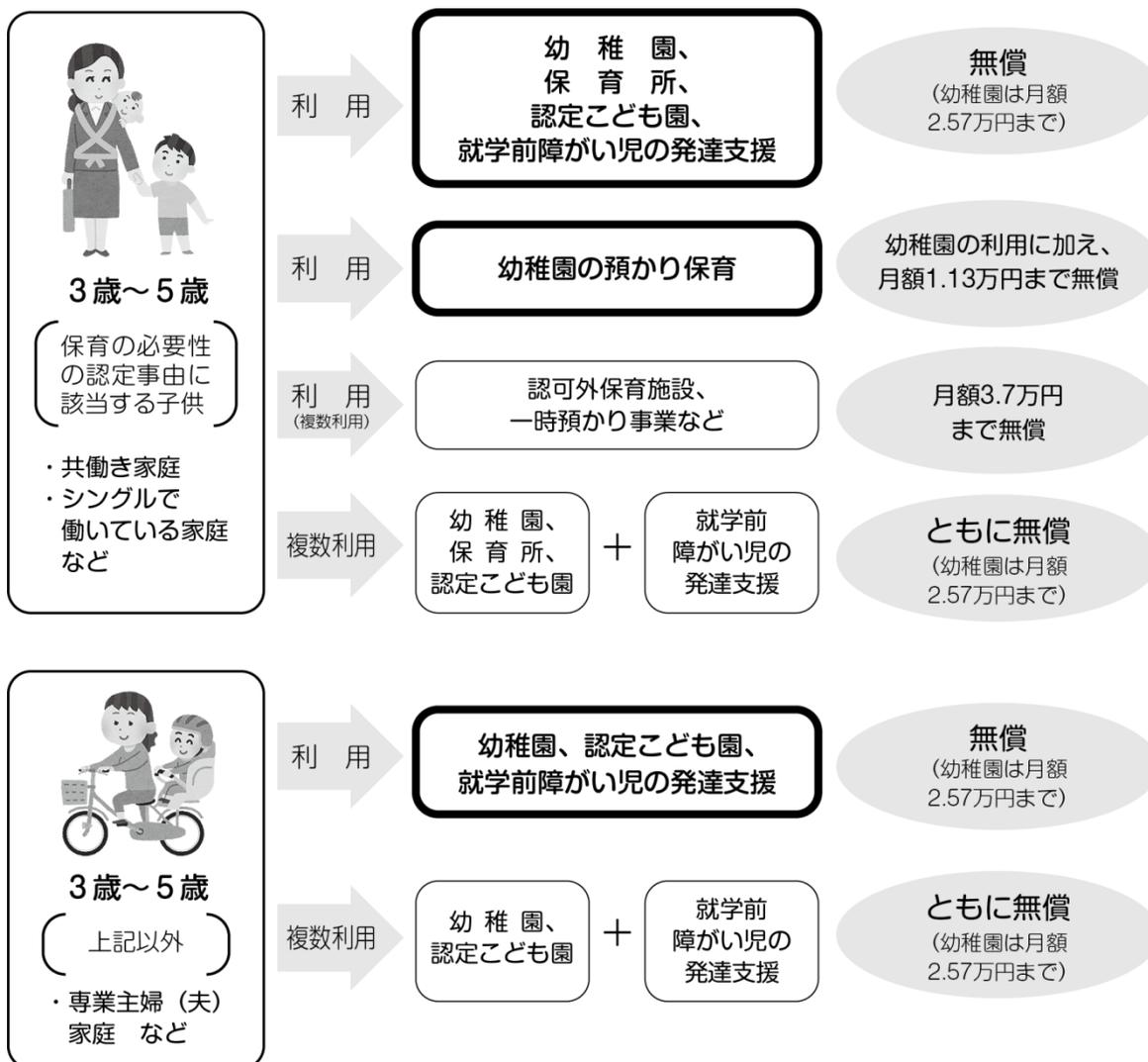


#### ④ 就学前の障害児の発達支援

■ 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化

■ 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

##### ■ 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



資料：内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」より

## 2 天栄村 子ども・子育て会議条例

### (1) 天栄村 子ども・子育て会議条例

平成二十五年九月十三日条例第二十一号

天栄村子ども・子育て会議条例

(設置)

**第一条** 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第一項の規定に基づき、天栄村子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

**第二条** 会議は、法第七十七条第一項に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

**第三条** 会議は委員十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が任命する。

- 一 子どもの保護者
- 二 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- 三 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 四 その他村長が必要があると認める者

(委員の任期)

**第四条** 会議の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第五条** 会議に会長及び副会長各一人を置き、委員のうちから互選により選任する。

2 会長は会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第六条** 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

\*\*\*\*\*

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 会議の庶務は住民福祉課において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の際、最初に任命される委員の任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、当該任命の日から平成二十七年三月三十一日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年天栄村条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表水道運営協議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	// 六、二〇〇円
-------------	-----------

## (2) 天栄村 子ども・子育て会議委員

### ●委員名簿

No	所属	役職	氏名	選出区分
1	天栄村立天栄幼稚園PTA会	会長	永山 賢一	子どもの保護者
2	天栄村立湯本幼稚園PTA会	会長	池田 匡宏	
3	天栄村立天栄保育所保護者会	会長	岡崎 咲奈	
4	天栄村民生児童委員協議会	主任児童委員	星 和恵	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
5	天栄村民生児童委員協議会	主任児童委員	永山 明代	
6	天栄村教育委員会学校教育課	課長	櫻井 幸治	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
7	天栄村立天栄幼稚園	園長	高崎 恵子	
8	天栄村立湯本幼稚園	園長	中野 直人	
9	天栄村立天栄保育所	所長	伊藤 栄一	
10	天栄村子育て世代包括支援センター	相談員	櫻井 晃子	

### ●事務局名簿

No	所属	役職	氏名
1	住民福祉課	課長	熊田 典子
2	住民福祉課	副課長兼住民生活係長	森 和昭
3	住民福祉課	副主査	小沼 潤

## (3) 会議の開催日と審議内容

### 第1回

日時	令和元年11月25日(月) 午後6時30分
場所	天栄村役場3階正庁

### 第2回

日時	令和2年2月19日(水) 午後6時30分
場所	天栄村役場3階正庁

\*\*\*\*\*

## 天栄村 第二期子ども・子育て支援事業計画

発行日 2020（令和2）年 3月

発行者 天栄村 住民福祉課 福祉係

住 所 〒962-0592

福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78番地

TEL 0248-82-2115

FAX 0248-81-1008

URL <http://www.vill.tenei.fukushima.jp/>

\*\*\*\*\*